

令和3年第4回基山町議会（定例会）会議録（第3日）						
招集年月日	令和3年12月6日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	令和3年12月8日	9時30分	議長	重松一徳	
	散会	令和3年12月8日	15時30分	議長	重松一徳	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席0名 （欠員1名）	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1番	中村 絵理	出	8番	河野 保久	出
	2番	天本 勉	出	9番	鳥飼 勝美	出
	3番	松石 健児	出	10番	大山 勝代	出
	4番	大久保 由美子	出	11番	品川 義則	出
	5番	末次 明	出	12番	松石 信男	出
	6番	栗野 久明	出	13番	重松 一徳	出
会議録署名議員		5番	末次 明	6番	栗野 久明	
職務のため議場に 出席した者の職氏名		（事務局長） 井上 克哉		（係長） 長野 周次		（書記） 川添 紫
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町 長	松田 一也	まちづくり課長	井上 信治		
	副町長	酒井 英良	定住促進課長	山田 恵		
	教育長	柴田 昌範	建設課長	古賀 浩		
	総務企画課長 （選挙管理委員会書記長）	熊本 弘樹	会計管理者	寺崎 博文		
	財政課長	平野 裕志	福祉課参事	今泉 雅己		
	税務課長	酒井 智明	こども課保育園長	中牟田 文明		
	住民課長	毛利 博司	産業振興課参事	佐藤 定行		
	健康増進課長	藤田 和彦	まちづくり課図書館長	山本 賢子		
	福祉課長	吉田 茂喜	建設課参事	城本 直子		
	こども課長	亀山 博史	選挙管理委員会委員長	権藤 貞光		
産業振興課長	柳島 一清		高宮 和彦			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

日程第1

1. 大久保 由美子

一般質問

- (1) 投票率向上への啓発と主権者教育について
- (2) 児童数増加で基山小学校、放課後児童クラブの受け入れは万全か

2. 松 石 健 児

- (1) 町長の温水プール構想について
- (2) ごみ収集場所の設置基準について

3. 天 本 勉

- (1) 野口集落南側の三川上・三川下地区の開発について
- (2) 基山町棚田地域の指定について

4. 中 村 絵 理

- (1) 基山町が目指す協働のまちづくりとは
- (2) 基山地域ねこサポート活動について

～午前9時30分 開議～

○議長（重松一徳君）

ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
これより直ちに開議します。

日程第1 一般質問

○議長（重松一徳君）

日程第1. 一般質問を議題とします。

最初に、大久保由美子議員の一般質問を行います。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）（登壇）

皆様、おはようございます。

本日、1番目に一般質問をいたします4番議員の大久保由美子でございます。

傍聴にお見えの皆様には、師走の何かとお忙しい中、また寒くもなりましたが、いつもお越しいただき誠にありがとうございます。最後まで、どうぞよろしく願いいたします。

さて、今回の一般質問事項は2項目、質問事項1は、投票率向上への啓発と主権者教育についてを通告しております。

そこで、(1)10月31日の衆議院議員選挙の質問については、基山町選挙管理委員会の高宮選挙管理委員長に議会へ御出席いただいております。早朝よりありがとうございます。どうぞよろしく御答弁のほどお願いいたします。

それでは、1回目の一般質問へ進みます。

質問事項1、投票率向上への啓発と主権者教育について。

質問の要旨として、平成28年6月に、公職選挙法等の改正による法律の施行で、選挙権年齢が満18歳以上へと引き下げられて5年目の今年は、10月末に衆議院議員選挙が行われました。そこで、選挙権年齢の引き下げに伴い、これまでの政治や選挙に関する意識を高めるための選挙啓発や主権者教育について質問いたします。

具体的な質問として、(1)10月31日の衆議院議員選挙について。

ア、投票率の結果についての評価をお示してください。

イ、10代をはじめ若い世代の投票率と選挙啓発の取組をお示してください。

ウ、投票率向上への施策をお示してください。

エ、投票所を10か所設置されていますが、町民からの要望や改善などの相談等があればお

示してください。

オ、投票立会人の選任方法をお示してください。

(2)義務教育での主権者教育について。

ア、教育長の主権者教育についてのお考えをお示してください。

イ、小中学校での主権者教育の取組をお示してください。

次に、質問事項2、児童数増加で基山小学校、放課後児童クラブの受入れは万全か。

質問の要旨。大東建託の居住満足度調査による「街の幸福度&住みたい街ランキング2021」で、佐賀県内で基山町は2つとも1位を獲得しています。人口増対策として平成29年度から始まった子育て・若者世帯の住宅取得補助金制度で、町外からの移住も増える中、町の「移住・定住アンケート」結果に、住み心地について8割以上の方が満足と回答しています。

また、基山小学校区では、この秋に入居が始まった民間マンションや一戸建て住宅の建設、さらに分譲地の開発が進められています。それに伴い、児童数が増加している基山小学校は、近年校舎内の改修工事が続いており、今年も4学級の増設工事が始まりました。そこで、安心安全な環境で公平性ある学び舎の小学校や放課後児童クラブ（ひまわり教室）の受入態勢について質問します。

具体的な質問、(1)基山小学校の児童数増加による教室対策について。

ア、民間業者の居住満足度調査や町の移住・定住アンケートの感想をお示してください。

イ、過去5年間の教室増設工事と工事費をお示してください。

ウ、国は令和7年度までに全学年35人学級の導入を示しています。導入すると学級数はどうなるのかお示してください。

エ、児童の教育施設環境は、適正に確保できているのかお示してください。

オ、今後、児童数増加への対策をお示してください。

(2)放課後児童クラブ（ひまわり教室）。

ア、令和3年4月から教育学習課へ事務移管されたが、教育長の所感をお示してください。

イ、令和3年度の児童数と課題は何かお示してください。

ウ、今後、児童数の推移をどう予測しているのかお示してください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（重松一徳君）

高宮選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（高宮和彦君）（登壇）

おはようございます。

選挙管理委員長の高宮でございます。よろしくお願いいたします。

今、大久保由美子議員からの質問にありました衆議院議員選挙について、投票率の結果について評価を示せということでございますので、これについてお答えさせていただきます。

10月31日に執行されました衆議院議員選挙の投票率は、66.97%でした。前回平成29年度に執行されました衆議院議員選挙の投票率が64.46%のため、2.51ポイント上昇いたしました。佐賀県内でも第1位の投票率で、基山町の民度が高いと考えています。

次のイ、10代をはじめ若い世代の投票率と選挙啓発の取組を示せ、これについてお答えさせていただきます。

10代の投票率は51.02%、20代の投票率は42.18%となっており、20代に対して10代の投票率が高い結果となっております。これは、18歳で初めての選挙を迎えられた住民の選挙への関心の高さが要因となっているものと考えております。

日頃から選挙啓発の取組としては、中学校や高等学校への投票記載台や投票箱の貸出しを行っております。また、ふ・れ・あ・いフェスタにおいても選挙啓発を実施しております。

次に、ウとして投票率向上の施策を示せ、これに答えさせていただきます。

投票率向上のための取組としては、選挙期間中に広報きやま、町のホームページ、LINE等の活用、街宣車や防災無線のアナウンスによる投票の呼びかけ、選挙啓発用のチラシの配布等を行っております。

エとしまして、投票所を10か所設置しているが、町民から要望や改善などの相談等があれば示せ、これについてお答えさせていただきます。

投票所10か所については、特に御要望などはいただいておりません。今回の衆議院総選挙では、小選挙区、比例区、国民審査と3選挙があったことから、期日前投票のスペースについていろいろ御要望がありました。そういうわけで、令和4年度執行される参議院議員通常選挙に向けて検討しているところでございます。

オ、投票立会人の選任方法を示せ、これに答えさせていただきます。

投票所ごとに各区長に投票立会人の推薦をいただき、本人の承諾の下、選任をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）（登壇）

おはようございます。

それでは、私から大久保由美子議員の御質問 1、投票率向上への啓発と主権者教育についての(2)義務教育での主権者教育について、ア、教育長の主権者教育についての考えを示せについてお答えいたします。

選挙権年齢が18歳に引き下げられたことで、将来を担う子供たちに早くから国家・社会の形成者としての意識を醸成するとともに、地域や身の回りの課題がないかを意識させ、自分なりの考えをつくっていく力を育むことは重要となっております。したがって、小中学校で体系的に主権者教育の充実を図ることは大切だと考えます。

中学校では、これまでも社会科の公民的分野での学習だけでなく、生徒会役員選出の選挙などの実践を通して、選挙の意義や大切さを感じさせる取組がありましたが、小学校でも新しい学習指導要領からは、国会などの議会政治や選挙の意味、政治への関わりについて学ぶ内容も加えられるなど、主権者教育の必要性や重要性は高まっていると考えております。

次に、イ、小中学校での主権者教育の取組を示せについては、政治や選挙に関する内容は、小学校では6年生社会科で学習することになっております。議会の仕組みや予算について、また国会の働きや国民主権の内容について学習いたします。

中学校では、社会科と特別活動で主権者教育を行います。具体的には、歴史の授業の中で選挙の変遷に触れたり、公民の授業の中で憲法を学んだり、国会の仕組みを学びます。また、特別活動で生徒会の会長選出や議決までの流れなど、社会科で学習したことを基に選挙を体験します。投票時には、役場から本物の記載台や投票箱を借用して使用させるなどして、政治に対する関心や投票に係る意識の向上につなげるようにしております。

続いて、大きな2番、児童数増加で基山小学校、放課後児童クラブの受入れは万全かの(1)基山小学校の児童数増加による教室対策についてのア、民間業者の居住満足度調査や町の移住・定住アンケートの感想を示せということについてですが、これについては、町の移住・定住アンケートの結果から、移住された方々が、おおむね基山町の住み心地や環境面などに満足しておられることが分かりましたし、民間事業者の「住み続けたい街ランキング2021」

で基山町が県内で1位になったことについても、本町が福岡市、久留米市など主要都市の通勤・通学圏というアクセスがいいこと、また子育て支援策等で高い評価を得ている結果だと思しますので、誇らしいことではないかと考えます。

今回のこの調査結果を基に、基山町に移住・定住される方もおられることも予想されることから、期待に応えられるよう教育環境の整備、充実に教育委員会としては尽力したいというふうに考えております。

次に、イ、過去5年間の教室増設工事と工事費を示せについてです。まず、平成29年度に総工費86万7,000円で、1階玄関奥のオープンスペースを会議室と特別支援学級1教室にするため、仕切りを設置する工事を行いました。

平成30年度は、総工費195万円で、1階会議室に間仕切りを設置し、特別支援学級3教室を増設するとともに、2階ランチルーム隣の特別支援学級の間仕切りを撤去し、通常教室1つを増設いたしました。

令和元年度には、総工費770万円で、2階被服室に間仕切りを設置し、特別支援学級2教室を増設するとともに、元会議室で特別支援学級だった教室に黒板とランドセル棚を設置するなどして、通常教室を1教室増設いたしました。

今年度は、総工費は5,390万円で、元通級指導教室だった多目的教室と元パソコン室に間仕切りを入れて、それぞれを通常教室2つに改造する工事や、教室増に伴って手洗い場を2か所へ設置する工事などを行っております。

過去5年間の合計で6,441万7,000円となっております。

続きまして、ウ、国は令和7年度までに全学年35人学級の導入を示している。導入すると学級数はどうなるのかについてでございます。御指摘のように、国は令和7年度までに全学年35人学級を導入する予定というふうになっております。もし、予定どおりにこの計画が進みますと、基山小学校は全学年で通常学級が4学級となり、合計で24学級となります。

次に、エ、児童の教育施設環境は適正に確保できているのかについてですが、基山小学校は、平成21年に新校舎が完成したすばらしい施設ですし、空調についても平成29年に整備するなどしております。学級数の増加に伴い、その都度増設で対応している状況で余裕教室がないため、少人数指導ができる教室がない状況ではありますが、広い廊下もあるなど恵まれた教育環境が提供できており、教育施設環境はおおむね適正に確保できているというふうに考えております。

次に、オ、今後児童数増加への対策を示せについてですが、今後、基山小学校の児童数は令和8年頃まで増加すると考えております。全ての学年が35人学級となっても、通常学級は今のところ最大24学級までと考えています。ただし、特別支援学級の対象者数が年々増加しているため、特別支援学級の教室確保を行っていく必要があるというふうに考えております。

今後、基山小学校のよりよい教育環境の提供を行うためにも、若基小学校の小規模特認校制度の周知及び利用促進を図っていきたいというふうに考えております。

(2)放課後児童クラブ（ひまわり教室）についてのア、令和3年4月から教育学習課へ事務移管されたが、教育長の所感を示せということについてお答えいたします。

今年度から、教育学習課で放課後児童クラブを所管することになりました。それに伴い、例えば新型コロナウイルス感染症の対策に伴う下校時刻の変更や台風等による急な休校への対応、夏休みの学校施設の利用等を含め、通常と異なる対応が必要な場合に、より柔軟でスムーズな対応ができるようになったのではないかと感じております。

次のイ、令和3年度の児童数と課題は何かについてです。令和3年度の児童数は、11月1日の時点で通常利用者が188名、長期休業のみの利用者が45人となっております。国の施設の面積要件では、まだ余裕はありますが、課題としてはきめ細かな対応を必要とする児童が増えてきているため、支援員の負担が年々増していることが挙げられます。

そのため、臨床心理士や社会福祉士の資格を持つ専門家の派遣事業や放課後等デイ事業所との連携事業を行ったりするなどして、支援員へのアドバイスをいただいております。

ウ、今後、児童数の推移をどう予測していくのかについてですが、小学校の児童数に比例して少しずつ増加すると予測しております。場合によっては、放課後児童クラブとして放課後の学校施設を利用することも検討したいというふうに考えております。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

これより、一問一答により質問させていただきます。

質問事項1の投票率向上への啓発と主権者教育についての(1)のア、投票率の結果についての評価について、ちょっと急ですけれども、町長どのような御感想をお持ちでしょうか。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

ちょっと安心しておりました。まずは、やっぱり数字がよくても気を抜かず、さらに油断せず、そしてさらに高みを、上を目指していく必要があるのではないかと思いますので、また来年参議院選挙がございますので、そういう気持ちでやっていきたいなというふうに思っているところでございます。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

高宮委員長がいらっしゃる中で高みを目指して、すてきな答弁だったんじゃないかなと思いました。

次、イについて、10代をはじめ若い世代の投票率と選挙啓発の取組についてですけれども、選挙についての情報は新聞、テレビ、スマートフォンなどのウェブサイトからも情報を得ることができますが、最も身近な基山町選挙管理委員会の仕事は様々幅があると思いますが、この選挙啓発においてはどのようなお考えをお持ちでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（重松一徳君）

熊本選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（熊本弘樹君）

選挙管理委員会といたしましては、選挙時の啓発などはもちろんのこと、日頃から選挙啓発を行うことが重要ではないかというふうに考えております。先ほど、高宮委員長のほうもお答えになりましたけれども、例えば中学校や高等学校への投票記載台や投票箱の貸出し、それからふ・れ・あ・いフェスタにおける選挙啓発、また毎年行っておりますけれども、小中高生を対象とした、これは県、国が取りまとめをされておりますけれども、明るい選挙啓発のポスターコンクールへの出品などを各学校に呼びかけをさせていただいておるところでございます。そういった啓発を通じて、特に若い世代へ選挙の重要性を訴えられればと考えておるところでございます。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

今、答弁の中でふ・れ・あ・いフェスタでの選挙啓発、ちょっと具体的に御説明いただけますか。

○議長（重松一徳君）

熊本選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（熊本弘樹君）

令和2年度につきましては、日頃あまり投票箱の中で投票用紙がどうなっているのかというのが分からない部分もごございますので、模擬の投票用紙を準備いたしまして、BPコートという投票用紙を使っておりますけれども、それが投票箱の中で折り曲げて入れたときにどういった状況になるのかとか、それそのものが選挙啓発につながるかというところよりも、何か興味を持っていただきたいというところで昨年はそういった取組をさせていただきました。また、今年度につきましては、これは産業振興課のほうで取組をされる予定になっておりますけれども、基山産米に合うおかずコンテストというのをされる予定になっておりますので、そちらのほうの投票の部分というか、コンテストに票を入れていただきますので、そういった部分での御協力をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

本当にお尋ねしたことで、何か私もふ・れ・あ・いフェスタには毎年参加していますけれども、そういうことも啓発活動されているということはよく分かりましたし、これからもぜひ町民の方、またその若い世代にもふ・れ・あ・いフェスタでの啓発をお願いしたいと思います。

次に、町は10か所の当日投票所や期日前投票、それから不在者投票の結果を広報きやまや基山町ホームページに掲載されておりました。例えば、10代、20代、30代のように年代別の投票率も情報公開していただくと、町民が広報きやまとかホームページで見ることによって意識改革ができるのではないかなと、特に若い方たちはですね。そういう取組はちょっとできないでしょうか。

○議長（重松一徳君）

熊本選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（熊本弘樹君）

数年前から投票管理システムを入れておりますので、そういった選挙の統計分析がかなり容易にできるようになっております。御質問のような整理も必要かとは思いますが、そういった整理をしていく中で、そういったことがその選挙啓発及び皆様方へのその情報提供という形で役立つのであれば、検討させていただきたいと思います。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

ありがとうございます。

次に、新たに有権者となられる18歳の方、皆さん同一じゃないんですよね、年齢が18歳になったときでしょうから。ですけれども、よその市町に行くと、その18歳になられた方に何かおはがきなりお便りなんではないかな、おめでとうございます、そしてこれから有権者となられますよというような選挙啓発をなさっているという市町もございますけれども、そういうところを参考にして、町としても何かそういう取組ができないかお尋ねいたします。

○議長（重松一徳君）

熊本選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（熊本弘樹君）

この制度が5年前に導入された当初につきましては、制度改正の啓発という部分も含めまして、18歳で初めて選挙される方については入場券を別様で定めてお送りしておりましたけれども、特に制度については浸透してきたということで、今回は特に取組をしておりませんが、そういったことが有効な手段になるようであれば、また改めて次回の選挙からでも18歳の方にそういった周知をさせていただきたいと思います。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

そういう取組、いろんな形で選挙啓発を、アイデアを出しながら投票率の維持をお願いしたいということ、ちょっとそういうこともあるということをお伝えしました。

次に、若い世代は、もう今スマホですよね。そういうところでいろんな情報を取り込んでいて、新聞等とかテレビ、テレビはスマホでまた見たりもされますけれどもね。それで、基山町はホームページをLINE登録ができるようになりましたよね。それを期間中、一度10

月19日の公示日にホームページに取り上げられました。ですけれども、それと、実際のホームページですね、それに上げられた以来、後半なかったの、ちょっと私提案させていただいたら、木・金・土ぐらいにまた再度入れていただきましたけれども、ぜひそういうふうに積極的に、選挙期間中はですよ、公示日に一度するだけではなく何回もアップすることができないかと思しますので、次回に向けてそのところはどのようにお考えかお尋ねします。

○議長（重松一徳君）

熊本選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（熊本弘樹君）

現在、基山町の公式LINEの登録者数としては約1,500件程度でございますので、さらに登録者数を伸ばしていく努力が必要かと思っておりますけれども、そういった中で今回の選挙につきましては、先ほど大久保議員御指摘のような形で、当初と期間の終了後半にかけて基山町ホームページ、それからホームページを毎日更新をさせていただいて、併せてLINEによるプッシュ型の啓発をさせていただきました。こういったことがかなり効果的ということもございますので、次回からはなるべく早い時期から、その期日前始まります前日ぐらいから、投票日に向けまして毎日そういったプッシュ型の広報はしてまいりたいと思います。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

アパートとかも基山町増えてきましたよね。もちろんそこに住民票をお持ちかどうかはちょっとはっきり分かりませんが、若い世代や一人暮らしの方がアパートに住んで、もちろん住民票があったら多分そこに投票券が来ると思うんですけども、今10か所の投票所がございますけれども、なかなかそのお一人暮らしとかそういう方たちは、地元の公民館に設置されている投票所がなかなかどこにあるかお分かりにならないことが多いと思います。それで、期日前投票所は、基山町の場合はコンパクトな町ですので、いろんな大きな市は何か商店街とか大型ショッピングとかにも何か所もあるようなんですけれども、基山町は幸い1か所、基山町役場がございますので、ぜひやはり先ほどのLINE等を駆使して、その期日前投票を促す手だて、そういうことをこれからも検討していただきたいと思うんですけども、そういう若い世代、一人暮らし、そういうところをどのようにお考えでしょうか。

○議長（重松一徳君）

熊本選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（熊本弘樹君）

まず、そのLINEでプッシュ型で広報するためには、まずはやっぱりその登録者数をきちんと増やしていくことが重要だと思いますので、これはその選挙に限らず行政情報などを流す上でも有効な手段だと考えておりますので、そういった部分のまずは登録者数を増やしていくと。その増やした前提の中で、そういった周知活動も行っていきたいというふうに思っております。

また、やはり投票日当日に役場のほうに間違えて来られる場合が非常に多くございますけれども、そういった場合については地図等を活用して、正しい投票所のほうについての案内はきちんとさせていただいているところでございます。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

では、次のウですね、投票率向上への施策というところで、まず10月15日号の広報きやまの6ページから10ページにかけて、たくさん衆議院選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投票についての投票場所とかそういうことも含めて掲載されておりましたけれども、衆議院議員選挙についてはイラストなんかを駆使されて分かりやすくされておりましたけれども、国民審査については説明掲載がほぼなかった。ホームページの部分では色とか、国民審査はこの色ですよとかいうふうにあったんですけれども、広報きやまにはなかった。これは、やはりホームページを利用する方も多いんですけれども、高齢者等はやはりこの広報きやまからその選挙の内容を収集してあると思いますので、なぜ今回はこの国民審査についての詳しい掲載ができなかったのかお尋ねいたします。

○議長（重松一徳君）

熊本選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（熊本弘樹君）

まず、衆議院総選挙につきましては、小選挙区と比例区とに分かれております。そういったことで、やはり投票用紙の色、それから政党名を記載するのか候補者名を記載するのか、そういった選挙民に分かりづらい部分もございますので、あえてその衆議院の部分強調さ

せていただいて掲載をさせていただいたというところがございます。一方、国民審査につきましては、そもそも投票用紙のほうにも投票用紙の仕方そのものが記載がございますので、ここ最近のこの衆議院総選挙並びに国民審査の場合には、その2つのほうを優先させていただいているというところがございます。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

私も、実は衆議院選挙のほうにばかり頭、小選挙区とか比例区のほうに頭があって、何か裁判官のこの国民審査はちょっと抜けていたんですよね。いざ行ってみたら、3つあったんだと思って。久しぶりですよね、この国民審査の選挙をするというのもね。だから、たしか投票するその投票用紙を頂くときに、その担当の方がちょっと御説明いただいたから、それで何か理解ができたんですよね。だから、やっぱりちょっとそういう、私もそういう状況で、皆さんがそうだとはいえませんが、そこら辺はもう少し慎重に詳しく広報きやまでも説明していただけたらなという思いがありました。

次に、投票率向上のために、その答弁では広報きやま、町のホームページ、LINE等の活用、また広報車や防災行政無線等で放送を行っているというふうにおっしゃいましたけれども、この今回の衆議院選挙、何か私はその放送が聞こえなかったのか漏らしたのか分かりませんが、何かそういう選挙のときにはここまでするというマニュアルというか基準というものがあるのでしょうか。

○議長（重松一徳君）

熊本選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（熊本弘樹君）

特にどこまでするとか、どういった放送をどの時点で活用するかというマニュアル的なところはございませんけれども、その場面に合わせた放送の内容については例文を作っておりますので、そこに選挙名を入れさせていただいて、実際広報活動を行っておるところでございます。

そういった中で、今回につきましても、防災行政無線についてはちょっと期間が短かった部分もございますが、実際選挙当日、それから前日に1日3回それぞれ放送もさせていただいたところがございますし、選挙日当日については選管の事務局のほうが各投票所を少し回

る機会もございますので、そういった折に街宣車で広報活動も行ったところがございます。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

ちょっと確認です。じゃあ今回はなさったということによろしいんですか。

○議長（重松一徳君）

熊本選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（熊本弘樹君）

はい、そういうことでございます。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

じゃあ、私が聞こえなかったとか気がつかなかったということですね。皆さん、ほかの方は聞かれたんでしょうかね。はい、分かりました。取りあえずという言葉はいけませんけれども、やはり毎回選挙にきちんとそういうことは同じ公平性にしていただきたいというふうに思っております。

次に、10歳代ごとに作成された年代別投票率の資料を見せていただきました。要するに、公表されていないのでお尋ねして、選挙管理委員の書記長から、ちょっとぜひ欲しいということを見せていただきましたけれども、その結果を見せていただくと、やはり20代、30代と年代が高くなるほど投票率は上がっておりました。60・70代は84%という大変高い投票率でございました。

その中で、気になったのが80歳代ですね。80歳だから80歳からになっていましたので、そこに男性は70%なんです、投票率が、80歳代以上は。ですけれども、女性が50%台なんです。ここに約20%の格差があって、でも高齢者の人口は女性のほうがちょっと長寿命化で多いですね、基山町においても。それで、なぜなのかなとちょっと私も分からないんですけれども、書記長どのように思われますか。

○議長（重松一徳君）

熊本選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（熊本弘樹君）

そういった分析を詳細にしたわけではございませんので、少し私の感覚的なお答えになるのかなというふうに思いますけれども、その80歳代に限定をしたとすれば、当日の有権者については男性が600人弱、それから女性の方は960人前後いらっしゃると思いますが、そういったところでいくと圧倒的に女性のほうが多うございます。そういった中で、投票率そのものは女性のほうが低いわけですが、実際投票に行かれた方の数でいくと、男性が425人に対して女性は489人でございますので、そういったところに何かその一つの要因が隠されているのかなというふうに感じておるところでございます。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

なるほどですね、パーセントでいくとそうなるでしょうね、人口に対してだから、投票者に対してだからですね。なるほど、分かりました。

期日前投票所に、調べていましたら無料コミュニティバスを運行している市町が大変多いことが分かったんですよ、ちょっとそれは驚きでした。新型コロナワクチン接種の集団接種会場や、12日に開催されますふ・れ・あ・いフェスタでも無料のバスを運行される予定です。先ほどの80歳以上になると、特に行きたくても足が不便とか、交通手段がなかなかないなどの方もいらっしゃるのではないかなと思います、その高齢者、弱者ということですね。とにかく、調べたところでは無料のコミュニティバスを期日前投票のときにだけ出してあるということで、ぜひこれは基山町も検討するアイデアというか要因ではないかなと思いますので、そこら辺どのようにお考えでしょうか。

○議長（重松一徳君）

熊本選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（熊本弘樹君）

期日前が行われています平日の部分ですね、そちらについてはそもそもコミュニティバスが役場のほうまで来ておりますので、その中で期日前として御利用になった方に対して、それを無料ですという検討は少しできるのかなと思っておりますが、一方では基山町の場合は、今のところその投票所、町内10か所設置をさせていただいて、特に各区の御協力もいただきながら地区の公民館を投票所にさせていただいております。そういった関係で、歩いてでも行ける距離にほとんどの部分がございますので、そういった選挙当日の投票のほうにお

越しいただければと、まずは考えておるところでございます。

一方では、その反面、その10か所自体が多過ぎるのではないかという御指摘もいただいていますので、仮に例えばそういった関係で投票所を統合したりとか、そういったことによって距離的に遠くなる可能性があるのであれば、そういったコミバスを回したりとか、例えばシャトルバスを出したりとかそういったことは、そういった一方で投票所を合理化していく中での検討としてはできるのかなというふうに思っております。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

基山町みたいにコンパクトな町だったら、そこまでというところの考えもあるかもしれません。多分、これは市に限らず、でも町も多いんですよ。だから、多分中山間地、そういうところの方たちの投票を促すために、そういう無料のコミバスを走らせているのではないかなと思いますけれども、確かにとにかく多いのが驚きでした、私にはですね。ぜひ、先々には検討していただきたいと思います。

エの部分で、期日前投票でのスペースの要望があったというのはどういうことでしょうか。

○議長（重松一徳君）

熊本選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（熊本弘樹君）

まずは、一つはやはりその選挙そのものが3つ、衆議院総選挙の部分が小選挙区、比例区、それから最高裁判所の国民審査と、そういった関係で、投票箱そのものを3つ並べる必要があるし、交付もそういったスペースが取る。そういった意味で、全体的にそのスペースが少し、特にコロナ禍ということもありましたので、狭いのではないかという御指摘がまず一つ。もう一つは、入り口の部分が少し車椅子とかそういった方にとっては入りづらかったというところがございますので、その2点については次回のその参議院選挙通常選挙に向けたところで開所方法を少し検討すべきということで、今検討を行っております。

ただ、その場所について申し上げますと、どうしてもその役場のほうが、地理的な部分もあるし、そういった今投票管理システムを使っておりますので、そういった配線の制約等もありますので、場所については今の場所というところで、その中である意味限られた中ではございますけれども、次回に向けた工夫をしたいというふうに考えております。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

そうですね、私あそこが今回職業相談所というか安定、そこができていますので、たしか以前どこになるのかなとお尋ねしたとき、何か町民会館とかも検討しているとかおっしゃったような気がするんですよね。そういうふうに検討されるのかなといったら、そのままそのフロアを利用されたということで、そういう御意見もやはり多かったのではないかなと思います。次年度に向けては、やはり町民会館とかも検討されてもいいのではないかなと思いますけれども、それは選挙管理委員会のほうで決められることでしょうかから、ぜひいい方向で検討してください、お願いします。

ちょっと時間も必要、後の分が必要ですので、投票立会人の選任の方法に進めたいと思います。

この投票立会人についての部分もちょっと気になって調べてみますと、全国的に一般募集があるんですね、多いんですね、ここも。その無料バスも多かったんですけども、立会人の一般募集も多いんですね、県外の市町村にはですね。それで、足立区の選挙管理委員会は、その立会人の募集の中には、募集年齢が18歳から29歳までの方とか、期日前投票は1日中と半日前半・後半とか、そういう選択もできるような募集もありましたし、また逆に18歳以上ならどなたでもという募集もありました。そういうことで、町民どなたでも、また若い世代への啓発も含めて、これはまた検討できるのではないかと思いますけれども、どうでしょうか。区長とかに、答弁ではですね、負担がかかるのではないかなと思うんですよ、いろいろ。そういう一般募集もいいのではないかなと思いますけれども。

○議長（重松一徳君）

熊本選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（熊本弘樹君）

現在につきましては、先ほど高宮委員長のほうがお答えになりましたのでお分かりいただいたと思いますが、やはり各区のほうにお願いをした状況の中でも、なかなか投票立会人の成り手、成り手がないという言い方が適切かどうか分かりませんが、なかなかその区のほうでも苦慮をされている状態のございます。そういった中で、その募集に切り替えたときに、本当に募集で来るのかというところもありますので、そういった部分検討する

中では少し区のほうとも御相談をさせていただきながら、そういった方法で投票立会人の確保につながるのであれば、そういった検討もできるのかなというふうに考えておるところでございます。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

そういうことで、来年の夏は参議院選挙がございますので、今回の投票率に甘んじることなく、今後も選挙管理委員会の皆様には選挙啓発に積極的に取り組んでいただき、投票率向上に御尽力いただきたいと思います。

次に、(2)のほうに進みたいと思います。アで、教育長に主権者教育についてのお考えをお示しいただきましたけれども、それでは、この学校で児童生徒に主権者教育を推進する上で、教職員の研修とか指導力の育成はどのように行われているのかお尋ねします。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

主権者教育に係る職員の研修等についてはですけれども、学習指導要領等変わったタイミングで、そういった内容については学習することになって、研修等することになっております。また、文科省あたりからの主権者教育に係る研修に係る啓発資料とか、そういったところで研修するということにとどまっているかなど。非常にこの主権者教育については、政治的なところについては触れないというところにはなっておりますので、政治の中立性を保つというところはきちんと担保しつつ、教育全体を通して主権者教育を行っていくというところについては、各先生方には行き渡っているというふうに考えております。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

なかなかいろんな先生方の取組もある中で、これだけを特化というわけにはいかないと思いますけれども、では次に、この主権者教育については学校だけの問題ではないと思います。家庭、また地域、ですから学校、家庭、地域が一体となって子供たちに意識づけや啓発についてのお考え、ついて必要だと思いますので、そこら辺の教育長としてのお考え、学

校、家庭、地域が一体となった主権者教育みたいな、そこら辺はどのようにお考えかお尋ねします。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

確かに、今議員おっしゃったように、この主権者教育については学校での取組だけでなく、家庭、地域一体となって取り組むことが非常に必要かなと思っております。例えばというところで、やはり身近な課題を自分のこととして捉えるであるとか、地域のボランティア活動であるとか、例えば基山のふるさとに愛情を持つとか、ふるさと教育についても関係しておりますし、そういったところも必要などころではないかなと思っております。

また、やはり選挙所に子供を連れていくというところをやっていけば、選挙に行くのが当たり前なんだという子供たちも出てきますので、家庭でやはりそういった主権者教育というか、選挙に関心を持つというところについても育んでいただければというふうには感じております。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

今コロナ禍で、なかなか行事が中止とか延期等が多くて、親子で一緒に地域の行事に参加するという機会が若干減っていると思いますが、そういうところでやはり社会性を身につけるといえるか、そういう機会が最終的には主権者教育につながるのではないかなと思っております。

では、次は質問事項2に入りたいと思います。

基山小学校のその児童数増加で、基山小学校並びに放課後児童クラブの受入れは万全かについてお尋ねします。例えば、これは今年の3月議会に大山議員が、そして6月議会では品川議員が基山小学校の教室問題については質問なさって、ちょっとその辺は重複するところが大変多うございますけれども、これは本当に大切な、大事な問題ではないかなと思って、今回私も取り上げさせていただきました。

町長は、このアンケート、また振りますけれども、あんまり安心しないでくださいね、どのように受け止められましたか。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まずは、率直によかったな、うれしいなと思いました。ただ、全部で6項目ぐらいあるので、そのうちの2項目で1位というだけの話なので、ほかの項目も頑張らなきゃいけないとか、それからあくまでも民間一企業の調査なので、これでのみにもしてはいけないとか、いろいろ考えるきっかけになったところでございます。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

ありがとうございます。ちょっと前段長くなるんですけども、要するに住宅関係のところ、基山小の児童数が多くなったというきっかけでは、私が見た、知る限りでは、ちょっと長くなるんですけども、私の地元3区では、二、三年前につなぐ郷東とつなぐ郷西の組合が29世帯誕生しました。その並びにある真尻地区には、もう100件から150件以上の開発計画の段階ですけども、そういうところも聞いております。そして、5区には今約30区画の戸建て住宅が既に住まれて、組合ができていいのかお尋ねしたら、まだできていないということでした。その横には民間のアパートがまた建設中でございます。また、実松川という東のほうには、結の郷14区画の分譲地がほぼ契約済みでございます。それから、1区の牛逢地区ですね、今度地区計画に入っておりますけれども、そこが15区画ですかね。それから、憩の家近くにも数軒建設中でございます。

我が家のことですけども、11区に私の次男もUターンということで2年前に開発された住宅地に帰ってまいりましたけれども、そこが15区画あります。全て子育て・若者世帯で、小さな子供さんがにぎやかに育っております。

また、今年ドラッグストアの東側、JRとドラッグストアの間に上川原組合21軒建っております。でも、同じくそこから入ったところに、また造成中の宅地が11区画あって、もう購入者は決まっていますって、まだ工事中なんですけれども、分譲中なんですけれども、そういうふうにとちょっとお聞きいたしました。

これは、私が知っている限りの場所でございますので、ほかにも建設中の住宅や開発予定の土地はまだたくさんあるのではないかなと想像いたします。例えば、知り合いが園部

の調整区域、要するに市街化ともう道路挟んですぐのところには、もう何か民間業者に売ったとかいうわさもちよっと親戚から聞きましたけれども、そこは定かではありませんけれども。そういうところを聞くと、もうますます本当に増えているのではないかなと思います。

ここで、定住促進課長にお尋ねしますけれども、市街化区域内にも空き地をまた、建物を取り壊した更地にまた区画を分割して分譲したり、建物が建ったりもしておりますけれども、新築一戸建てや、今回民間マンション等もございますけれども、令和3年度の新築住宅戸数というのがお分かりになりますか。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

令和3年度の新築住宅戸数というのは、定住促進課のほうではちょっと新しく建ったものというのを全ては把握はできておりません。定住促進課のほうでは、市街化区域で1,000平米以上の面積の住宅の開発、それと市街化調整区域では面積にかかわらず全ての宅地が開発が、開発ということで届出が出ております。こちらの開発の件数だけでいいますと、令和4年度は、すみません、まだ建物が建った分ではないんですけれども、宅地が開発がなされた分としましては、先ほど議員言われたようにドラッグストアの裏側、そちらのほうで新しく追加で11区画、それと地区計画、牛逢地区の地区計画になりますけれども、そちらのほう15区画、あとは、こちらは開発ではございませんが、マンションが60世帯となっております。市街化区域内の1,000平米未満の住宅地、今おっしゃられたように、例えば既存のお家を崩して、そこを区画を割って2区画とか3区画にするというようなものに関しましては、開発には当たりませんので、定住促進課のほうには情報が入ってきていない状況です。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

住宅着工戸数で見ると一つの方法ですが、世帯数で見ていくのが一番間違いないと思います。この5年間ぐらい、毎年世帯数が100から130ということで増えていっております。これは、そういう計画というかそういうイメージは持ちながらやってきておりますので、これから5年間も1年間に100から130ぐらいの世帯数が増える、それぐらいで、急に1,000とか2,000とかではなくて、毎年それぐらいずっと増やしていくということが大事かと思っていま

す。なぜならば、小学校も6年たてば小学校からいなくなるわけですから、順次というのが大事だというふうに思っております。

教育委員会と教室の数はもう毎回やっていますが、結局読めないのは特別支援学級の部分か読めないということで、これは単純に人数で何人超えたら1クラス増えるとかいう、そういう単純なものではないので、普通の一般クラスは人数でその計算ができるんですけども、特別支援学級の見方が非常に今難しくなっておりますので、一般のクラスについては教育委員会と日頃からきちんとやっておりますので大丈夫なんですけれども、繰り返しになりますが、特別支援学級をこれからどう読んでいくかというのが、基山小学校の教室問題のポイントになってくるというふうに考えているところでございます。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

教育長の答弁の中にも、そのことは触れてありました、確かに見えないというところですね。それで、このイの過去5年間というところで答弁をいただきましたけれども、今回私ここを質問するに当たり、基山小学校をちょっと訪問させていただきました。今回答弁されていたところの工事、6月議会で工事費の補正予算を計上されて、令和3年度の21教室から令和4年度に24教室を確保したい旨のところの部分ですよね。それで行きましたら、もう既に北側のほうで工事が始まっておりました。

この工事の場所なんですけれども、ちょっと気になったのが、やはり今の時期、この秋から春にかけて、北側ってやっぱり寒いんですよね。大体そこはパソコン教室とか、常時1日いる教室ではない特別教室みたいなところを設置されていますよね、もともとがね。そこが、教室が足りないということで普通教室を増設されている。そこに、その新たな学年が、4教室増えるので、令和4年度、5年度と1年中そこが自分の教室になるわけですよね、何年生になられるか、入られるか分かりませんが、そういうのをちょっと気になる、寒い場所でもあるというのを気にすると、幾らエアコンが入っているとしても、やはり朝は寒いのではないかなと思うんですよね、学校8時半とか来たときにはですね。そういうのもちょっと気になるし、それからその今回増設しようとしているその北側にはトイレがないんですよね。1階に行くというふうにおっしゃいましたね、説明の中ではね。何か手洗い場は今回増設されますけれども、トイレに行くならば1階に下りるか、西側のほうに手洗いを造れる

ところからちょっと南のほうに行く、何かそういうふうな感じだったように思います。間違っていたら申し訳ありません。そういうことも気になりましたので、それからその並びには奥のほうにふれあい教室、要するに特別支援学級が2つございますよね。それも、やっぱりそこがずっと常時そこにいらっしゃるんだったら、その児童も寒いんじゃないかな、夏場はちょっと涼しいんでしょうけれども。ですから、そこら辺も何かローテをされて南側とか北側にできるような配慮をしてほしいなということを感じました。

その次に、通級指導教室に行かせていただきました。たしか今年にランチルームになるものか、体育館の1階の会議室に、元PTAが使っていたミーティングルームをちょっと検討しているということでしたので、それも見せていただきました。これ、本当にもう私、もともとはその今度改装されている教室が通級教室だったわけですよね、それが場所がない、教室を造らなければいけないということで体育館の1階の奥のほう、ちょっと日も当たらない北側というか、場所的には東なんですけれども、窓はちょっと見ただけでは北のほうしか開いていないような感じだったりしますし、今までからしたらすごく狭いですよね。それから、2階とか1階から行くと、私的にはちょっと迷路的に感じました、行くまでの間がですね。そういうことも感じましたので、結局何かその通常教室が足りないから、通級教室に通う児童たちが、幾らその週に一、二時間といえども、何かこう追いやられているという言葉は申し訳ないんですけれども、何かそういうことをすごく感じました。そこら辺の対応をどのように、教育長は色々苦慮されてのあのミーティングルームを今回移動されたと思うんですけども、そういうことが続くようであれば、本当にこの児童やその保護者の思いがどんなだろうかなということもちょっと感じましたね。ちょっとそこら辺をお答えください。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

何点かございましたので、1つずついきたいと思っておりますけれども、まず寒さ、北側にあるから寒いということですが、学校によっては北校舎、南校舎というふうにありますので、今の今回工事をしている北側が非常に劣悪な環境かとか、そういうことは全然ないと思います。明るさも確保できておりますし、南側よりは、先ほどトイレの話がありましたけれども、そういった不便さはありますけれども、一つ気になったところが手洗い場でしたので、その設置についても今回増設をすることとしております。あそこが非常に寒いのでローテ

ーションで使うとかいう考えについては、今のところ持っていないところです。

それから、トイレも向こう側はないかという、1か所はございます。今、以前通級教室で使っていた隣のほうに、1か所トイレがありますので、そこは数的には多くありませんけれども使えます。多分、足りないから下のほうに行っているのではないかなというふうに思いますけれども、幾らかそういった点で不便はかけるかなというふうには考えております。

あと、通級指導教室については、今回体育館の奥のミーティングルームを使うこととしました。途中の廊下のところの壁面のクロスにカビがあったということで、その辺についても作業員の方々にきちんと工事をして作業をしてもらって、カビ等も取りましたし、臭いが気になるところもありましたので、私も作業に行って手伝って臭いの解決もしたところで、広さ的には特に狭いといったところはないと思います。ただ、プレイルームとか遊ぶ場所は以前あったところについてはなくなっただけですけども、隣に体育館がありますので、そういった体を動かす動きについては、体育館が空いていれば空いたスペースでできるのではないかなというふうに考えております。

また、通級指導教室は、今基山小にしかありませんけれども、若基小学校の魅力づくりの一つとして、通級の先生が若基小学校で指導するという、若基小学校に兼務辞令をかけることで、若基でも通級の指導を受けられるというところを来年度は考えているところです。

基山小学校は増えておりますけれども、昨年度から御存じのように特認校制度を始めました。来年度の1年生は5名希望していただいているところです。その数のおかげで、来年度基山小学校は新1年生150人いるんですよ、今のところ。140人を超えると5クラスになってしまうんですけども、特別支援学級を除くと133名というふうに今のところなっています。そういったところでいくと、やっぱり特認校制度のその5人が動いたところで若基小学校は2クラスになりますし、基山小学校は5クラスになりそうところが4クラスで抑えられるというところもありますので、1回目の答弁でも申しましたように、若基小学校の魅力をアップすることで両方の課題を解決できるよう努めてまいりたいなと思っています。先日も、年中さんの保護者が窓口に来られて、いろいろ制度について聞いていかれましたけれども、私の周りにも使いたいという人が何人かいますよということをおっしゃっていたので、同じ幼稚園、保育園から来るような流れとかつくっていただけらなというふうには考えております。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

私のちょっと時間配分が足りないので、まだ質問は大変したいところですが、またこれはこれで次回でもやりたいと思いますけれども、今その小規模特認校制度を使ってありますけれども、その一つだけ、校区の見直しというのは今どのようにお考えでしょうか。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

特認校制度を始めて、先ほど言ったように少し効果が現れてきたところですので、校区の見直しについては、昨年度行った通学区域審議会についても、そこはやはりハードルが高いというふうなお話もありましたので、この推移を見ながら、また校区の検討についてはやっていくべきかどうかというところは検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

私は、今回この質問をするに当たり、やはり町民の方からは、もう校区の見直しをしなければいけないんじゃないだろうか、しなければいけないんじゃないというふうな意見をちょっと幾つか聞きましたので、じゃあ分かりました、実際絶対これはちょっと一般質問で最後には何とか聞き出しますということをお願いしていたので、町民の方は大変興味、興味という言葉は申し訳ないとして、大変心配してあるということですね、基山小と若基小のその児童数の格差というかですね、ということをちょっと思いました。

それから、最後に、そういうことで一応教室は確保されていると思いますけれども、やはりそれに伴って、その大事な会議室とかも減りましたし、職員も児童数が多いということで、職員数も増えていますよね。そうすると、職員室ですね、そこも大変もう厳しい状況ではないかなと思いますし、来客をどういう形で対応されているのか、そういうところもすごく気になるんですよ。要するに、教室だけではなくて、訪問される方たちとのその会議室とかコミュニケーションを取る場所、そういうところの対応はどのように、すみません、1分しかありません。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

職員室も、確かに手狭になっているところがございますので、そこをどうすべきかは今検討中でございます。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

検討中がずっと続くと、児童、職員に大変なしわ寄せがなってきますので、早急な、しなければいけないことは早急にやっぱり決断する必要があると思います。

時間になりましたので、これで私の一般質問は終わります。

○議長（重松一徳君）

以上で大久保由美子議員の一般質問を終わります。

ここで10時50分まで休憩します。

～午前10時40分 休憩～

～午前10時50分 再開～

○議長（重松一徳君）

休憩中の会議を再開します。

次に、松石健児議員の一般質問を行います。松石健児議員。

○3番（松石健児君）（登壇）

皆さん、おはようございます。3番議員の松石健児です。

師走に入り、日に日にだんだん寒くなってきております。私も仕事柄、九州一円から中国地方等に車で行く機会があるんですけども、ちょうど今時分に冬用タイヤをつける時期になってきております。今年は、南米のペルー沖のラニーニャ現象で、今年から来年にかけての日本の冬もかなり寒くなると言われております。昨年も、関越自動車道では2,000台を越す大雪での渋滞が発生して、場合によっては凍死されるようなことも起こり得るような状況が出てきております。九州では、そういうことはめったにありませんけれども、やはり大分とか阿蘇、福岡、佐賀の三瀬辺りでもそうですけれども、冬になると急な雪あるいは凍結で車が冬用タイヤをつけずに立ち往生して事故に遭われたりとか、そういうこともよく見かけます。ぜひ車、そういった時期にスリップ事故等を起こさない、あるいは立ち往生で寒い思

いをしないように、滑らない冬用タイヤをつけていただければと思っております。今回の質問でも、私も滑らないようにしっかりと質問させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告書に従い1回目の質問をさせていただきます。

質問事項第1の基山町の温水プール構想について。

松田町長は、本年度開催した町長懇談会において、産業・農業振興の項目で「今後は、バイオマス、温水プール等の検討」を取り上げています。その具体的な構想について伺います。

(1)今回の町長懇談会で、この構想を提示した理由を教えてください。また、その構想内容についてもお示しく下さい。

(2)実現可能性をどの程度見込まれていらっしゃるのでしょうか。

続きまして、質問事項2、ごみ収集場所の設置基準についてです。これは、先ほど大久保議員のほうからもお話がありましたけれども、町内各地に新しい住宅地ができてきております。そういった中で、ごみの収集等についてどう対応していくのかということについて御質問させていただきたいと思えます。

近年、市街化区域や、市街化調整区域における地区計画（以下、地区計画）等により新たな住宅が増加してきていますが、ごみ収集場所の設置基準についてどのような指針を提示されていますでしょうか。また、高齢化に伴うごみ収集の今後の対応策について伺います。

(1)地区計画等により宅地開発が行われる場合、ごみ収集場所の設置基準はありますでしょうか。

(2)既存集落が新たにごみ収集場所を設置することは可能でしょうか。また、その条件はどのようなものでしょうか。

(3)ごみ収集場所への搬入に苦慮する高齢者への、今後の対応策はどうお考えでしょうか。

(4)ごみ収集ボックス等の設置費用への補助ができないでしょうか。

以上、1回目の質問です。分かりやすい答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

今日は、この場に立つのは初めてでございます。おはようございます。

松石健児議員からお配りいただいたこの1枚紙は、各区との意見交換会、各懇談会でお配

りしているものでございまして、丸とか二重丸とか三角がついているやつは、全て町長選挙のときに新聞公約で私が入れた項目全てでございまして。抜いているものもなければ、加えたものもございません。そして、矢印をつけているものが、新聞公約以外で既にもうやったものと、今後新聞公約以外でこういうのを追加したらいいのではないかというふうな、そういうことでお示したものでございます。

その中で、問いの1、町長の温水プール構想について、(1)今回の町長懇談会で、この構想を提示した理由は。また、その構想内容はということなんですが、ここの中の真ん中から下のほう、今後バイオマス温水プール等の検討というのが入っている、ここの部分だというふうに思いますが、町長懇談会でお話ししているお話をちょっとさせていただきたいと思いますが、まず町長懇談会では、温水プールについては、実は私が町長になってから、ずっといろんなところでいろんな方から、温水プールは考えられないのかという要望を受けてまいりました。ただ、単独で温水プールをどこかに今造るとするのは非常にコスト的にも、それから特に運営コストですね、維持費が大変なので、そういう意味でいうと、そういう要望を受けながら見て見ぬふりをしてきたというのが正直なところで、というふうに申し上げております。

今回、何がじゃあ変わったかという、いわゆる2050年に向けて、自治体が脱炭素化、カーボンニュートラルを進めなければいけないという、そういう話が出てまいりました。それで、この温水プールというのは、あくまでも何らかの廃棄物施設のバイオマスエネルギーを使うということと組合せで初めて成立するものです、というふうな説明をしております。有機系の廃棄物をエネルギー化して、その熱で温水をずっと続けるというふうな、そういうことができる可能性が今回そのカーボンニュートラル、自治体として環境対策を打たなければいけないということで出てきたので、これとの組合せでひょっとしたら可能性があるかもしれないので、今回ここに挙げさせていただいております、という説明を各区でさせていただいております。

前置きが長くなりましたけれども、そういうことで答弁をお聞きいただければなというふうに思っているところでございます。答弁させていただきます。

これまで、温水プールの構想はありませんでしたが、国の「2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロにするカーボンニュートラル」の取組に合わせ、有機物を処理するバイオマス施設の導入とそこで発生する熱や電力の有効活用を検討する中で、以前から御要望が多かった

温水プールについて、可能性があるのではないかと、出てきたのではないかとということで提示させていただいたという、そういうことでございます。

(2)実現可能性をどの程度見込んでいるのかということでございますが、実現可能性につきましては、バイオマス施設や温水プールの規模、場所、建設費、維持費、管理費、投入する食物残渣の安定した回収等、様々な課題が考えられますので、このあたりを国の補助メニューを活用した導入可能性調査を実施して、まずはその可能性があるかどうかというのを調査の中で検討していきたいというふうに思っているところでございます。

ちなみに、環境省にも直接出向いて、こういう調査メニューがないかということでお話した結果、今メニューの紹介を受けて、100%補助のメニューがあるということで今紹介を受けておりますので、それにうまく通るかどうかは分かりませんが、今後それにチャレンジして行って、まず調査から始めていくということを考えているところでございます。

2、ごみ収集場所の設置基準についてということでございますが、(1)地区計画等により宅地開発が行われる場合、ごみ収集場所の設置基準はあるのかということなんですが、これは今非常にそういう開発が進んでまいりましたので、町内に新規に開発される集合住宅や分譲住宅等にごみ収集所を設置する場合の「基山町ごみ集積所設置基準」というものを、実は今年の6月に策定しているところでございます。新しいものはこれで、この基準に基づいて今やっているということでございます。(2)以降で出てくるんですが、ただ既存のものについてのこの設置基準がない、改良基準もないということなので、ここが問題というふうなことなんですけれども、(2)に行きます。

既存集落が新たにごみ収集場所を設置することは可能か。また、その条件はということで、これまではおのおの状況や周辺の同意を得るなどしてケース・バイ・ケース、ケースに応じた対応をしてまいりました。そういう意味では、そこの決まりとか基準みたいなものがない状態がずっと続いております。非常に難しいことであると思っておりますけれども、今後は既存の集積所についても新たな基準をきっちり設けていきたいというふうに思っております。ちょうど今、環境基本計画というのをやっているところでございますので、その中にもきちんとそれを書き込んで、きちんとした基準を考えていくということが大事かというふうに思っているところでございます。

(3)ごみ収集場所への搬入に苦慮する高齢者への今後の対応はということでございますが、これもこれからの大きな問題になってくるということで、今プラチナ社会政策室でも個別ヒ

アリングとかしておりますけれども、恐らくいろいろな面でここは問題になってくると思いますけれども、これも既存の基準をつくる中で、こういう高齢者枠的なものも考えられないかということで対応していきたいというふうに考えているところでございます。

(4)ごみ収集ボックス等の設置費用への補助ができないのかというふうな、そういうことでございます。まず、ごみ収集ボックスの意味がちょっとどういう意味かというのがはっきりしなかったもので、一般論で答えておりますけれども、現在ごみ集積所につきましては、行政組合等で設置していただいているところでございます。今後は、環境美化や生活衛生の観点から、行政組合等が設置したごみ集積所でのカラス、猫対策のための改修に対する補助について、検討していきたいというふうに考えているところでございます。

これは、問いの意味を既存の集積所にボックスを設けるというふうな意味で捉えております。それから、個々のそのケース・バイ・ケースなんですけれども、今でも個々の家庭ごとに、ごみを集積所ではなくて家庭ごとに置かれているところもありますので、そこへのボックスの設置であったり、2軒とか3軒とかでまた新たに造る場合のごみボックスの設置とか、いろいろなボックスの設置の考え方があると思いますので、そのあたりも含めて今後、さっきも申しましたけれども、新規のやつについては今基準を策定しましたので、既存のやつについて、なかなか難しい作業です、今まで例外的に許してきた部分とかがたくさんありますので難しい作業ですけれども、担当課と一緒にこの既存のごみ収集所についての基準について検討させていただき、町民の皆さんに御理解いただけるような形をつくっていききたいなというふうに考えているところでございます。

以上で1回目の答弁を終了させていただきます。

○議長（重松一徳君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

それでは、これより2回目の質問に入らせていただきます。一問一答でよろしくお願いたします。

その前に、先ほど傍聴の皆様にご来場のお礼を申し上げますので、一言お礼を申し上げます。ありがとうございます。

それで、2回目のまず1回目の質問、町長に具体的な内容でお伺いしようと思ったんですけれども、今直接お話をいただいたので、もっと詳しく皆さんも分かっていただいたのでは

ないかなと思いますけれども、ただこの資料ですね、このとき新型コロナのワクチン接種の状況や財政についての資料の中の1ページとしてこの資料を頂いております。先ほどその丸とか二重丸、三角とかの説明は町長がしていただきましたので、その辺は省略させていただきますが、ただこれホームページにも出ておりますけれども、行政区でいうと1区と4区と6区、10区、12区では開催されていないと思うんですが、そちらに対してこの配付した参考資料は区長なり関係者の方は御存じなんでしょうか。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

もともと希望する区での懇談会でございますので、特別にやっていない区に対してこの資料を配ったということはございません。

○議長（重松一徳君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

ということは、このバイオマス温水プール等についてはまだ御存じない方も結構いらっしゃるということで、一つ今回取り上げたのは、私も自分の名刺に趣味は水泳と書いておりますけれども、プールに行くのは非常に、ここ2年ばかり新型コロナで行っておりませんが、機会があるとプールに泳ぎに行ったりはしております。こういう体型ですけれどもね。そういう意味では、個人としてはプールが近くにできるというのは非常にありがたいことではあるんですけれども、ほかの議員の皆さんがどの程度このプールの今後検討ということにどのようなお考えを持たれてあるかというのはちょっと分かりにくいところもありますし、初めて御存じになられた方もいらっしゃると思います。

そういうところで、この資料でいくと、この産業振興の、今後はバイオマス温水プール等の検討というところの1行上にいくと、今後はキャンプ場の機能向上等を検討、その上は地区計画等を活用した大規模産業用地を検討と、この辺はもう実際に取り組みされているところですし、そのずっと上のほうの今後はというところ、結構具体的にされているところが多いと思うんです。そういう意味でいくと、当然この今後はバイオマス温水プール等の検討ということになると、検討は検討なんでしょうけれども、かなり実行性の高い内容ではないかというふうに思われる可能性もあると思うんですが、その辺、町長懇談会で文書化せずに口頭

でしゃべられたということであれば、今後の構想ということでもいいんでしょうけれども、ここにこうやって文章として書かれるということはそれなりに根拠、先ほどバイオマスの構想等も言われていますけれども、やはりその後の質問でも出していますけれども、実現可能性というところで町長ある程度国のほうにも行かれているということですのでけれども、考えられているということ、どの程度の見込みで考えられているのかということが知りたいんですが。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

ポイントは、いわゆる有機系の廃棄物の収集がどの程度できるかということと、そこからどの程度のエネルギーを生むことができるかという、ここがポイントになると思いますので、これがある一定に達しないということになれば、温水プールの話というのは非常に難しくなると思いますので、そこはそういう調査をきちっとやっていきたい。あまりだから急ぐのではなくて、そういう基礎調査をきちんとやっていながら、ちゃんとそういう有機系の廃棄物が収集できるのかどうかという、その具体的な話まで含めたところで、その結果としてこれが出てくるという話でございますので、それがうまくいかないということになれば、プール自体も全然現実から遠ざかっていくというふうに理解しておりますので、そういう意味では本当に白紙の状態から今から調査をやっていきたいなというふうに思っております。それが、2050年に向けての基山町のカーボンニュートラルに対しての一つの取組になるかどうか、そこも含めて検討していかなければいけないかなというふうに思っているところでございます。

○議長（重松一徳君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

もう1点だけ町長に伺いますけれども、この昨日栗野議員が質問されたWEB町長室での基山町としての脱二酸化炭素対応についてという質問で、今後の取組というところで、太陽熱利用設備、地中熱利用設備、それとバイオマス利用設備などの再生可能エネルギーの導入を今後取り組むべき施策の一つとして挙げていますということで、これは温水プールを造る、造らないとかということは別としても、これに対しては進めていくということで当然よろしいんですよね。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

もう分かりやすく言いますと、生ごみを別に集めるかどうかという話なんですよ。それから、それ以外でいくと合併浄化槽の最終処分物、さらにし尿、それから産業廃棄物をそれに混ぜるかどうか、ここらあたりをきちんと調査していかなければいけないし、昨日答弁させていただいた太陽光についての可能性も、同じ調査の中でやっていきたいというふうに思っております。

そういったところで、1年の調査できちんとした結果が出るかどうかは分かりませんが、出なければまた第2の調査も検討もやっていくみたいな形でやっていきますので、その辺は逐次そういう調査結果をまた議会の皆様そして町民の皆様にもつまびらかに分かっていただけるようにしていきたいというふうに思いますので、急にプールが出てくることはございませんので、御心配なく。

ただ、プールについてのニーズは本当に高く、特に高齢者から、そして若い人から、もう私のところには非常に多くそういう話がかかっているところでございます。だからといって、プールを急に造るという話ではございませんので、あくまでも今の環境対策の中で、そういう可能性がゼロだったのがゼロでなくなってきたぐらいの感じでお考えいただければいいと思います。私もそういうふうな説明しかしておりませんので。

○議長（重松一徳君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

言葉が独り歩きするというのも結構ありますので、その辺は慎重にやっていただきたいという思いはあります。

併せて、これ担当課はまちづくり課になるんですかね、大東建託の佐賀県版で「幸福度&住み続けたい街ランキング2021」の1位になった立役者であるかもしれない井上課長、この、違いますか、定住ですか。じゃあ、そっくりそのまま動かして、山田定住促進課長、どういうふうに把握されて今後どういう、その町長の構想といいますか、プールができる、できないというところまでは踏み込まなくてもいいですけども、そういった町長の構想についての見解と今後の取組について御説明できればよろしくお願いします。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

プールの件につきましては、町長より先ほど御説明いただいたとおりでございます。これから基山町も脱炭素社会に向けて、環境基本計画を基に町民の皆さんと企業の皆さんと一体となって進めていきたいと考えております。その中で、取り組めるものにつきましては積極的に取り組んでいきたいということでございますので、調査の結果をまた議員の皆様にも見ただきまして、進めるものはしっかり進めていきたい、取り組んでいきたいというふうと考えております。

○議長（重松一徳君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

それと、あとそのカーボンニュートラルのところで、これは産業振興課になるのかちょっとよく分からないんですが、農林水産省のほうバイオマス活用の推進計画というものを策定して、2025年までに各都道府県、それと600の市町村の自治体に対してバイオマスの活用を推進する地域計画の策定というのを出されております。2025年ですから4年ぐらい先ですから、まだ少し時間はあるかと思えますけれども、そういった話は把握されていらっしゃるのでしょうか。

○議長（重松一徳君）

柳島産業振興課長。

○産業振興課長（柳島一清君）

詳しくはまだ承知しておりませんが、そういった話は、構想として出ていることは承知しております。

○議長（重松一徳君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

これ、九州の県単位でいくと、佐賀県はまだその地域計画を出されていないんですね。九州で出されているのは熊本県、大分県、宮崎県と鹿児島県が出されています。ただ、佐賀県の市町でいくと佐賀市と玄海町がもう既に出されているということで、町長がこの温水プールの構想等、それと補助の制度がある程度見込みがあるということであれば、これと一体

として進めていく必要があると思うんですけども、ここは分けて考えなければいけない話
なんですか。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

農水省のバイオマスは、特に林野庁が中心にやっているやつですから、森林の関係の森林
資源を使うようなものが多いです。あと、部分的には輸入も考えるようなものもあるところ
でございます。今回のやつは、有機系の廃棄物を使ってできないかということなので、環境
省のほうが適切ではないかなというふうに思っているところでございます。どちらにしまし
ても、これからの検討でございますので、またその検討の、申請を出す前にも、また議会の
ほうにもこんな申請出しますというのを、まだ申請も出しておりませんので、ちゃんとさせ
ていただきたいなというふうに思っております。

それから、繰り返しになりますが、最初に調査はこのバイオマスだけではなくて、太陽光
をもっと導入するようなそういう可能性があるかどうかという、昨日の栗野議員のところの
質問の答えにもなるような調査も併せて一本でやっていくというふうな、そういう形を考え
ているところでございます。

○議長（重松一徳君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

分かりました。一つ、せっかく温水プールのお話をしていますので、傍聴の方もいらっしや
いますから参考までにお話をさせていただきますと、これ大阪府の箕面市で、ここが令和2
年度に温水プールの整備検討業務ということで、これ市民にアンケートを取ったり、実際に
周辺の、全国の温水プール等の建設コスト、ランニングコスト等調べて、どういうプールが
妥当かということ調べている資料があります。非常に参考になったんですけども、その
中で大なり小なりいろいろあるんですが、大体プールの建設で最低でも13億円ぐらい、上は
ジム、あるいは温泉とかフィットネス等併設するとどんどん跳ね上がっていきますけれども、
少なく見積もっても13億円から30億円ぐらいの予算がかかるのではないかなというデータ結
果が出ております。

あわせて、みやま市がカーボンニュートラルのバイオマスのセンターを造っております。

こちらがみやま市バイオマスセンターというところですが、大体18億8,700万円ということで、これは13億円と同じ18億円、30億円を超える予算が必要になってくるんじゃないかと。あわせて、ランニングコストになると、これ町民から回収するという、入場料等で、使用料で回収するというのは非常に難しく、町長はもう想定に入れているかもしれませんが、PFI事業としてやっていくようなことも少し視野に入れられているのではないかなと思いますけれども、それでもやはり非常に負担が町にとって数百万円から数千万円規模で、大阪府の中で一番負担が多いところは年間7,000万円の負担を強いられているという自治体もあります。

そういうふうに考えていくと、基山町の規模ぐらいでそのバイオマスの食物残渣と、食べ残りの食べ物とかそういうものを集めても、実際にこの段階で実現が可能なのかどうかと、非常にちょっと私分かりづらいんですけど、松田町長の構想の中ではその辺はどうお考えですか。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

何か、プールはもう一番最後なので、それからプールに30億円とか20億円とかかける気は毛頭ございませんので、それでそんなにかからなくてプールだけならできますので、いわゆる何とかセンターみたいな感じですから20億円、30億円かかるわけでございますので。それから、いわゆる維持費はやっぱりエネルギーの部分、熱の部分が多いので、もしここできちんとした熱回収ができれば、可能性は出てくるかと思っております。

ちなみに、そのまず逆に言えば、どれだけの量がどれだけ集めることができるかというのをこれから調査するわけなので、それが無理ということになれば、肝心のエネルギーの部分が無理なのでプールも無理というふうな、そういうことになります。恐らく、理想は町民の皆さんが協力して、生ごみを筑紫野宝満に持っていかなくて、別にまず全部一定のこちらに持ってきてもらうこと、さらにほかのいわゆる下水道及び合併浄化槽、そしてし尿の関係のやつ、そしてさらに理想は基山町にある産業廃棄物、産業廃棄物の混焼はまた一般廃棄物と一緒に混ぜるとまたいろいろな法的な規制もありますが、そういう今産廃業者に行っているその産業廃棄物なんかも全部そこに持ち込んできて、さあ全部合わせてどれぐらいかというふうな、そういう計算になるのかなとは思いますが、決して簡単なものではないとは

思っておりますので、全然楽観的にも考えておりませんし、その辺がしっかりしないのにプールを造るとかいうことは全くありませんので、まずはその部分をきちんと調査して、それからさらに調査の後、今度はそういう収集ができるかどうかというのがポイントになってきますので、実際に収集ができるというある程度の確実性が出てこないとプールの話にはならないというふうに思っております。

さらに、プールのお話をするときには、また別の補助金もちゃんと確保していきながら、なるだけ町の支出を抑えるということを考えていきたいというふうに思っているところでございます。もちろん、PFI等の話もありますけれども、そこら辺は全然まだ今は考えておりません。

ぜひお分かりいただきたいのは、合宿所を造るときも大きい合宿所を視察に行かれたと思うんですが、それは金額もいっぱいかかったと思いますが、基山町の合宿所は基山町に合わせた形でコンパクトにやればいわけなので、プールも25メートルの1つは必要だと思いますが、それ以外にいろいろなものを付け加える必要は全くないと思っておりますので、そうなれば、そんなさっき言われた金額がかかるようなことは決してございませんので、そこも今の段階では御安心いただければなというふうに思っているところでございます。あくまでもカーボンニュートラル、脱炭素の中で、基山町で有機系のごみをきちんと集められるような仕組みができるかどうか、まずは先の話でございますので、そこをきちっと調査させていただきたいというふうに考えております。

○議長（重松一徳君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

あんまりその具体的な話、今ここでするのはどうかというところもあるんですけども、大体町長は今までこういったものを書いてこられたの、ほとんど実行されているというところもあるんですよ。だから、非常にこの後、今後議会で実行に移されるというふうな話になると、非常に話もいろんな形で紛糾するのではないかと思っております。

もうちょっとだけ伺わせていただきたいんですけども、これ箕面市のそのデータの中でも、市民アンケート等を取っていくと、最初は屋内だけでして、プールを25メートルの7レーンとかっていうぐらいにしていたんですけども、やっぱりそういうふうになっていくと幼児用プールもあったほうがいいんじゃないかとか、統計でいくと大体平日は40歳以上の健

康維持する方がプールを利用されて、土日は家族、ファミリー層が子供連れでプールを使うということで、そうなってくると室内だけではランニングコストが高すぎるので、屋外プールを使って夏場の間だけでも多くのファミリー層に来てもらわないとプールが維持できないとか、そういう統計まで詳しく出ているんですね。だから、最初はそれこそあすてらすとか添田町のひこさんの道の駅の横にあるところはウォーキング、歩くのが中心のプールとかというのがありますけれども、逆にそうやってくると、限定されると利用者が減ってくるといふ部分も出てきて、非常に難しいかじ取りにはなってくるかもしれませんが、結果的にその5億円、10億円未満でできるというものが、ニーズを調査していくと20億円、30億円というものになってくる可能性は十分考えられると思っております。そうじゃないこともあるかもしれませんが、その辺を踏まえて今後の計画として、どの程度調査をしていつぐらいにこの内容について、具体的なまではいかないでしょうけれども、指針を提示できるのかということをお考えなんでしょうか。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

私はその書いたやつがみんなやってきたというのは、それは急がなければいけないものだからやってきただけの話なので、今回のやつは全く急いでいませんので、きっちり調査もやりますし、無理なら諦めましたという話をします。そこは心配しないでください。合宿所とか、それから多世代交流センターとか、それから基山っ子みらい館とかは、急がなければいけなかったのが急いだけなので、全然性格的にはのんびりしている性格だと思いますので、御心配ないようによろしくお願いします。

繰り返しになりますが、あくまでも環境が前なので、環境の部分がある程度の見通しが立たない以上は絶対進めませんので、そこは安心していただければと思います。例えば、環境が進まないのにプールだけが先に進むということは決してございませんので、ぜひそこは御理解いただければと思います。

それから、さっき具体的な話されましたけれども、25メートルの7レーンだけしか今は全く考えていません。それはなぜかという、これはみんなが楽しむものだけれども、やっぱりこれから20年間基山町が高齢化と一人暮らしの高齢者が増える対策にもなるのではないかと考えているので、5年後ぐらいにこういうことができたらいいなとは思っておりますが、

逆に言えば5年先のことなんて分かりませんし、それからまずは調査をきっちりやらなければいけないし、それだけのエネルギーを集めるだけの廃棄物を集めることが不可能だという答えになる可能性も高いと思いますので、そこらあたりはまずその調査からやっていく。その調査をやること自体が、基山町の脱炭素であったりカーボンニュートラルを考えるいいきっかけになるんじゃないかと思っておりますので、これはまず環境対策として考えるということで御理解いただければなと思います。そして、そこでうまい結果が出て、うまい機会があって、エネルギーをもし使えるようになって、それが1プールのエネルギーに見合うだけのエネルギーになるみたいな話になれば、初めてそこでプールの検討が出てくるということで御理解いただければと思います。

だから、どんどん進めるような話では全くございませんので、そこだけは、そう誤解を受けるのは私がこれまでばんばん進め過ぎたのかなとも逆に思うぐらいなんですけれども、その心配は全くございませんので御安心いただければと思います。それから、来年の意見交換会等では、その辺の誤解があったらいけないので、きちんとした形で説明をさせていただくようにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（重松一徳君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

これからその辺を検討していただければと思います。ただ、今回の質問で、一つはなぜこのプールの質問をしたかという、もちろん私も基山町にプール造ってほしいとかという要望は伺ったことはあります。そこをちょうど町長がこれを挙げられていたので質問したというところもあるんですけれども、ただ一つやっぱり予算的なことを考えると、昨日鳥飼議員が言われていた葬祭公園の問題や、移住・定住での補助金の問題、また災害等で林道等も町単費等も使った復旧工事がなされている、非常に財政的にも今後どうなっていくかどうか分からないという状況で、私からするとその総合公園の前の時計が1つ止まっている、あれも直せないというような状況でこのプールの話が出てきたということ自体が、どういうふうなお考えで進められているのかなというのがもう一つのちょっと考えです。特にあそこの、余談な話になるかもしれませんが、今度バス停、コミュニティバスのができましたので、時刻を見るとときに時計がないと非常に困るというような意見も出ておりますので、ぜひこういった大きな構想も楽しみにさせて、将来の基山町を楽しみにさせてもらいながらも、

やっぱり足元の細かいところにも配慮していただくような行政体制を、施策をやっていただければと思っております。

これで温水プールの構想については締めさせていただきます。

続いて、次のごみの収集場所の設置基準についてですけれども、結論から申し上げます、先ほど申し上げたように、今市街化区域で建てられていないところ、あるいは地区計画による市街化調整区域での住宅の建設というところで、私の近くの組合が、少し離れて組合の家があったんですけれども、ちょうどその真ん中に地区計画といいますかミニ開発ができて、そこにごみ箱ができたんですよね。そうすると、200メートル以上先のその組合のごみ収集場所に行かれていた高齢者の方が、その間にアパートももう一つできたんですけれども、2つも飛び越して200メートル先まで、もう目の前にごみ収集場所があるのに、そこを飛び越して行かなくちゃいけない。多分、こういう問題は、若かったら別にその今の組合のところで、今までの既存のごみ収集場所に持っていけばいいという考え方もあるんでしょうけれども、やっぱりごみ袋をきつい思いして、目の前のごみ収集場所2つも飛び越して、今度もしかしたらそこ3つになるかもしれないんですよ。200メートル先のごみ収集場所に、それもけやき通りというかメインの道路を越えて行くような、そういう状況もありましたので、今後の高齢者の方の負担軽減も含めて、このごみ収集について質問させていただくようにしました。

(1)のごみ収集場所の設置基準はあるのかということで、これ令和3年6月に基山町ごみ集積所設置基準を策定していますということですが、内容は大体私も把握していますが、これはホームページとかには上げていますか。ちょっと資料が見当たらなかったのですが。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

内部規則的に設けておりまして、まだ現在ホームページのほうには掲載ができていないところがございます。

○議長（重松一徳君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

できれば、これ議会のほうに資料として提供していただければと思いますが、その点が可

能かどうかと、要点だけ、その内容のですね、具体的な内容について、例えばその、大規模開発はあまりないでしょうけれども、何平米以上の場合はどうなのかとか、その辺ちょっと分かりやすく説明ができればお願いします。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

早速分かりやすい形でホームページのほうに掲載させていただきたいと思いますが、内容としましては、戸建て住宅で住宅の開発だったり分譲の住宅ができたりというようなことを想定しておりまして、その際に、一言で言いますと1戸当たりごみ袋2つ分、0.4平米の集積所を設けてくださいというようなことでございます。こちらは集合住宅ですね、アパートやマンションのときにも同様のことをお願いするというような内容でございます。

○議長（重松一徳君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

0.4平米ですね。じゃあ、これ例えば5区画開発がされるとすると、五四、二十で2メートル真四角のごみ収集場所をそこに、土地開発業者がどの辺に造るのか分からないですけども、道路のある程度収集ができやすい場所に設置するという解釈でよろしいですか。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

すみません、説明が不足しておりました。戸建て住宅の中で、先ほど申しました住宅開発、それから分譲の住宅につきましては、10戸未満の場合と10戸以上の場合とを分けております。10戸以上の場合につきましては、1戸当たり0.4平米で必要な戸数分面積を確保していただきます。10戸未満につきましては、まずは既存の集落の集積所の利用を協議していただきまして、それが難しい場合は専用の集積所を1つ設けていただきます。その際の最低の面積を4平米としております。そういうことでございます。

○議長（重松一徳君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

10戸以上は私も分かったんですけども、10戸未満の場合は、別に0.4平米設けなくていいということですか、1戸当たり。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

最低を0.4平米、10戸未満の場合は1つ設けていただくとしまして、その1つの大きさが10戸分ですね、4平米をお願いしているというふうなことでございます。

○議長（重松一徳君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

これ、10戸以上の場合、その宅地のどこかに造った場合、その所有権はどなたになるんですか、町の持ち物ですか。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

開発行為でされた場合につきましては、町のほうの帰属を受けることになっております。

○議長（重松一徳君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

それは、10戸以上でも10戸未満でもですか。何か基準、ラインがあると私は聞いておりますけれども。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

1,000平米以上の開発が基準となっております。

○議長（重松一徳君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

ですから、1,000平米以上であれば、町のそのごみ集積場所が町の持ち物に、共用物、共

用地になって、それ1,000平米未満であれば、その開発した場所の何かしらの誰かしらの所有物になるということによろしいですか。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

おっしゃるとおりでございます。

○議長（重松一徳君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

この辺、あんまりちょっと厳密な話をすると難しいことかもしれませんが、場合によっては、じゃあその建てたところの一部にごみ集積場所があると、そのどなたかの、そのごみ集積場所の近くの建物持たれている方の登記物になる可能性はあるんですよね。そういった場合に、じゃあごみ収集場所を設置、皆さんで協議、その組合といいますか、その5軒のために造ったのかもしれませんが、そこの方はもう暗黙の了解としてそこをごみ集積場所として提供するということによろしいんですか。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

すみません、ちょっと質問の趣旨が違うかもしれませんが、先ほどおっしゃいました途中にできたアパートですね、1,000平米の開発ではない場合で造られたごみ集積所の場合は、その個人というかその共有名義のごみ集積所になったりするわけでございます。その集積所を使うということになりますと、その地域の中でお話をさせていただいて、その途中にありますごみ集積所を共有して使っていただくというふうなことは、お話しの中でそういうふうな方向に持って行っていただければというふうに思っております。

○議長（重松一徳君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

難しいところではあるんですけども、やはり最近、そのごみの捨て方の問題とか臭いの問題とかで、場合によってはもうここに置いてくれるなというようなことも出てくる可能性

もありますので、そこら辺は各行政区の方と町とうまく話していただいて、そのごみ収集場所についての管理については今後検討するのかもしれませんが、少しきちんと話をしていたらと思っております。

この新たなごみ収集場所を設置することということで、こういう新たな基準を設けたいと考えておりますというのは、具体的にまだ固まっていないにしても、どういうことをお考えなんですか。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

まずは、今の既存の集積の状況を維持していきたいというのがまずありますが、今後いろんな高齢化も進む中で、家庭の状況もそれぞれ変わってまいります。例えば、高齢者の方で近くに親族の方もいないということで、相当高齢になってきているというような場合だったりとか、高齢者の家族で片方の認知症が進んでいると、いろんなケースが今から出てくると思いますので、そういう際にきちっと、こういう場合は個別で出せるよとかいうようなことを、今後、今の既存の上に今から出てくる課題について対応できるように……（「今、(2)」と呼ぶ者あり）分かりました、すみませんでした。

そういうことも含めてですけれども、新たに造る場合というのは、状況ですね、今議員おっしゃられましたように、地域の形が変わってくると、組合の中で今までと形が変わってくる、ごみの量も増えてくるということであれば、基本的にはまずごみ集積所を造る場合には届出をしていただくようになっております。基山公栄社のほうに、収集の車が収集が可能なのかということも含めまして申請をしていただくようになっておりますので、その際に御相談をいただくことになっております。そのときに、その御相談の中で、役場も一緒になって地域に入りまして、こういうところはどうかというお話もさせていただいておりますので、今は個別にそういう対応をしている状況でございますけれども、お話し合いの中でそういうことはできるというふうに考えております。

○議長（重松一徳君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

私は、この既存集落が新たにごみ収集場所を設置する場合可能かという、その今御答弁い

ただいた内容に併せて、そういった近くに新しい住宅地ができて、そこが割とその自分たちが今まで集積所に持っていったところよりも近いということなどにごみを捨てたいという場合には、円滑に話が進められるように、その各行政区、組合を含めた行政区に町としてもスムーズな協議ができるような基準というか、そういうものを設けていただければなと思いますけれども、それについてはどうお考えですか。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

やはり、ごみの集積の関係につきましては、やはり地域の課題というふうに捉えておりますので、難しいと思いますけれども、公平な形で基準が設けられるように努めていきたいと思っております。

○議長（重松一徳君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

これ、結構出てくると思います、これから。これまでもあったのかもしれませんが、今後地区計画等で、結構建っていますが、私もぐるぐる回ってごみ収集場所を見たんですけども、やっぱり新しいところが近いような既存住宅の方もたくさんいらっしゃって、若いうちはいいのかもしれませんが、御高齢になられたときに、やっぱりそこを見過ぎて違うところに捨てに行くというのは非常に大変じゃないかなと思いますので、その辺はぜひ御配慮、町のほうからも各行政区に配慮していただくようお願いいたします。

(3)のほうですね、これは今さっき少し答弁いただきましたが、これも先ほどと一緒に、新たな基準を設けて適切に対応しますということですが、プラチナ社会政策室とどういう連携を取るのか分かりませんが、もう少し具体的な内容が分かれば御説明いただけますか。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

まずは、集めている集合のごみ集積所につきましては、やっぱり距離の問題が一番あるかと思っております。先ほど私申しました家庭のそれぞれ高齢に伴ういろいろな様々条件がございますので、そこはこの新しい基準の中できちんとした形で、例えば申請書だったり、そういう

ものもまとめていきながら、先ほどの開発の部分と一緒にすけれども、全体的に一つの基準としてまとまるような形を、難しいと思いますけれども検討していきたいと思っております。

○議長（重松一徳君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

ぜひ、もうちょっとその辺の意気込み、難しい難しいと言われると何も前に進みませんので、積極的に取り組んでいきますぐらいのちょっと答弁をいただきたいんですけれども、いかがですか。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

積極的に取り組んでまいります。

○議長（重松一徳君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

ぜひ、よろしくをお願いします。

ちょっと少しずれますけれども、今後の取組で、別に分別補助制度の普及という、先ほど私ごみ収集ボックスの設置への補助というのも入れましたけれども、町のほうからはごみの分別補助制度の普及ということを挙げられていますけれども、これはどういったことでしょうか。町長のWEB町長室のところで挙げられていました。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

それは、そこに挙げさせていただいている部分につきましては、今現在も行っておりますけれども、家庭内に置いたりするコンポストですね、それを購入していただいた際の補助制度がございますので、それを普及させていながらごみの減量化をしていきたいという、そういう補助金のことを指しております。

○議長（重松一徳君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

それは、今もうやられているんじゃないですか。今後の取組で分別というのは、もうそういうことでよろしいんですか、二度伺いますけれども。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

その積極的な普及に努めたいという意味でございます。

○議長（重松一徳君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

私は、基山町の環境基本条例、その今制定されて、環境基本計画を策定されている途中だと思いますが、今後そのごみの集積所の問題とはちょっと離れるかもしれませんが、ごみの分別あるいはそのバイオマスに対応するようなごみの収集等、いろんなごみの収集についても考え方が変わってくるということになると思うんですね。資源の再利用ということ、SDGsみたいなところで話されている内容かもしれませんが、そういう部分で、そのごみの収集ボックス等ある程度基準を設けて、町が奨励する箱ですね、何種類か、何平米ぐらいにはこれぐらいの大きさ、こういう大きさで、生ごみ、可燃ごみとその不燃ごみとかを分けるようなものとか、そういうのが設置できるのであればそういうものとか、そういう町の基準に沿うようなものであれば一定の補助を提供しますよというものがあってもいいと思うんですね。

現在、いろんな収集スタイルはあると思うんですね、個別の各御自宅の前で収集するところもあれば、集積所に集めて収集していただくということもあろうかと思うんですけれども、場所によってはやっぱりネットでかぶせただけで、それでもないよりはいいのかもしれませんが、カラスや猫にされて、いろいろ袋を破られて、収集業者の方が苦労されているというようなこともありますし、そういったところの環境美化ということを考えていくのであれば、必ずそれを設置しなくてはいけないということは難しいかもしれませんが、町として推奨するものがあってもいいと思うんですが、その辺のお考えをもう一度御説明をお願いします。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

今議員おっしゃっていただいたように、やっぱり状況というのは、道路の形だったり家の状況だったり様々でございます。そういう中で、今集合のごみ集積所を設けていただいているところがございます。猫の、またカラスのそういう被害に遭わないように新たにネットを設けるとか、そういうような取組につきましては今後補助金の検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（重松一徳君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

ぜひ、これも積極的に御検討いただいて取り組んでいただければと思います。

時間がちょっと早いですけれども、私の一般質問はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（重松一徳君）

以上で松石健児議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩します。

～午前11時48分 休憩～

～午後1時00分 再開～

○議長（重松一徳君）

休憩中の会議を再開します。

次に、天本勉議員の一般質問を行います。天本議員。

○2番（天本 勉君）（登壇）

皆さん、こんにちは。

ただいまから一般質問をいたします、2番議員の天本勉でございます。

傍聴席の皆様、本日はお昼のお忙しい中に傍聴に来ていただきまして、厚く御礼を申し上げます。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

まず、質問事項1、野口集落南側の三川上・三川下地区の開発についてお尋ねをいたします。

基山町野口集落の南側の三川上・三川下地区の一団の土地において、民間事業者による開発計画が進められております。

この地域は、基山町の南東の縁辺部で福岡県と接し、農地のほとんどが農業振興地域の農用地区域（青地）となっております。

基山町においては、この開発に向け「農村地域への産業の導入に関する実施計画」（農産実施計画）が策定されており、この計画に対する住民等の意見聴取が行われてきたところでございます。

そこで、この開発に伴う課題や今後の見通し等についてお尋ねをいたします。

(1)当該地域の第5次基山町総合計画及び都市計画マスタープラン等との整合性はどうか。

(2)農政上における土地利用の規制はどうなっているのか。

(3)農産実施計画が策定されましたが、そのメリットは何か。

(4)住民等の意見聴取はどのようなものか。また、その対応はどう考えているのか。

(5)開発に伴う課題はどのようなものか。また、その対応はどう考えているのか。

(6)進出予定業者（業種）と今後の開発スケジュールについてそれぞれお示しをください。

次に、質問事項2、基山町棚田地域の指定についてお尋ねします。

棚田は、農作物の供給はもとより、国土の保全、水源涵養、良好な景観の形成など多面にわたる機能を果たす貴重な財産として、その価値が広く認識されております。

しかし、高齢化等に伴う担い手不足により、全国各地で棚田が荒廃の危機に直面しており、農業生産活動のみに依存した棚田の維持は極めて困難な状況となっております。

このような背景の下、令和元年8月16日に棚田地域振興法が施行され、佐賀県においては、令和2年1月9日に佐賀県棚田地域振興計画が策定されております。

この指定は、市町村の提案により都道府県が申請したもので、これまで全国では676地域、令和3年10月14日付で基山町も指定を受け、佐賀県内においては基山町を含め11地域が指定されております。

今回の棚田地域の指定を受け、中山間地域を含めた農業の振興、維持をどう図っていくのか、今後の取組についてお伺いをいたします。

(1)指定されたことによるメリットは何か。

(2)中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金とのすみ分けはどうなっている

のか。

(3)人・農地プランの推進とその関連性はどうか。

(4)今後の取組とスケジュールはどうか。

これらの事項について、どのようにお考えなのかお示しをください。

以上で1回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

天本勉議員の一般質問に答弁させていただきます。

1、野口集落南側の三川上・三川下地区の開発について。

(1)当該地域の第5次基山町総合計画及び基山町都市計画マスタープラン等との整合性はどうかという御質問でございます。

第5次基山町総合計画及び基山町都市計画マスタープランにおいては、三川上・三川下地区を含む長野地区は、流通・工業用地を確保し企業誘致の促進を図り、新たな雇用創出や定住人口増につなげる地域と位置づけているところでございます。そのため、当該地域を産業用地として開発することについての整合性は図られているところでございます。

(2)農政上における土地利用の規制はどうかということでございますが、農業振興法において、基山町は農業振興地域に指定されており、同法に基づき市町で策定する農業振興地域整備計画において、当該地区のほとんどは農地転用を原則禁止する農用地区域（青地）として設定しているところでございます。

また、農地法において、当該地区は農地転用の許可において「原則不許可」である第1種農地が約6割、「条件付き許可」である第2種農地が約4割となっているところでございます。

(3)農産実施計画が策定されたが、そのメリットは何かということでございますが、農産実施計画は、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づき、町が策定したもので、三川上・三川下地区の約10ヘクタールの産業用地開発に当たり、新たな産業の振興を図り、地元雇用の創出を目指して、地域経済のさらなる活性化を図ることを明文化した計画でございます。

この計画の策定により、農地面では、農地法において原則転用が不許可である第1種農地

においても、産業導入のために転用が可能になっております。さらに、計画により産業導入地区を集約的にまとめ、農地及び農業用施設の分断を防ぎ、農業と産業の均衡ある発展が期待できるところでございます。

(4)住民等の意見聴取はどのようなものか。また、その対応はどう考えているかということでございますが、農産実施計画について、令和3年6月中旬から1か月間、原案を公表し意見募集を行うパブリックコメントを実施しました。このパブリックコメントにて、「当該開発による周辺住宅地の浸水被害の懸念について」、そして「隣接市との連携調整について」「秋光川からの取水について」、そして「開発に伴う周辺の交通量増加の対応について」の4件の意見が寄せられたところでございます。それぞれの御意見に対して、調整内容やスケジュール等を示しながら、必要な項目は計画本体に文言を追加するなど対応をして、8月中旬には本町の考え方としてホームページや情報公開コーナーで公開し、回答に代えさせていただいたところでございます。

また、基山町都市計画審議会へ農産実施計画の概要を説明し、意見聴取をさせていただきました。審議会からは、「開発による農地減少に伴う共同乾燥調製施設の運営検討」や「道路の安全対策」等の附帯意見とともに御賛同をいただきましたので、今後進捗に応じて御指摘の内容に対応してまいるといふこととしております。

(5)開発に伴う課題はどのようなものか。また、その対応はどう考えているかということですが、産業用地化することに伴う交通量の増加や保水機能の低下等の課題が考えられます。道路、水路、調整池などの公共公益施設の整備については、開発業者からの整備に関する相談を受けた段階から、隣接する鳥栖市、小都市や佐賀県等関係機関と早めに協議し、課題を洗い出すなどして周辺地域に支障がないように開発を進めることとしております。

(6)進出予定業者と今後の開発スケジュールを示せということでございますが、農産実施計画では、当該地区に導入すべき業種は運輸業（倉庫業、運輸に附帯するサービス業）とし、事業所数は3事業所と定めておりますので、定めに応じた業種の事業者が進出していただけるものと考えているところでございます。

今後の開発スケジュールとしては、現在変更手続中の農業振興地域整備計画が今年度中に完了し、令和4年度から約1年かけて町が地区計画の手続を行う予定です。令和5年度から事業者により開発の手続が行われ、早ければ令和6年1月頃から造成工事、令和7年1月から建築工事が行われる見込みとなっております。

2、基山町棚田地域の指定についてということで、(1)指定されたことによるメリットは何かということですが、基山町は指定棚田地域の指定により、農作物の加工品の試作、販促活動、新規導入作物選定、地域コーディネーター配置などを支援するなどの活用可能な事業が増えるほか、農山漁村振興交付金や農村地域防災減災の事業などの補助事業のかさ上げや要件緩和などにより、これまで以上に国や県の支援が受けられるようになります。

また、中山間地域等直接支払交付金において、これまでに交付金の負担割合が、国・県・町がそれぞれ3分の1であったものが、国が2分の1にかさ上げされるために、県及び町はそれぞれ4分の1となり、町の財政負担が減少することになります。

さらに、町で策定する活動計画の中で、各棚田地区における具体的な目標や取組を盛り込んだ場合は、当該地区への中山間地域等直接支払交付金の交付金単価が加算されるということになっているところがございます。

(2)中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金とのすみ分けはどうなるのかということですが、基山町の棚田地区は、中山間地域等直接支払交付金の対象農地と同じエリアです。また、これまでの中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金の活用による取組に加え、農作物の加工品の試作、販促活動、新規導入作物選定、地域コーディネーターの配置など、幅広い事業に活用できるということになっているところがございます。

(3)人・農地プランの推進とその関連性はどうかということですが、人・農地プランの実質化は、基山町全域の農地の将来を考え、話し合いによる方針づくりにより、担い手の確保や担い手への農地集積を中心に地域課題の解決を図っていくものがございます。

指定棚田地域の指定がされたことは、人・農地プランの実質化を推進するに当たり、農家の意識を高めることとなり、地域の課題の解決へ向けた取組において、国・県の様々な事業の活用により、解決の具現化につなげることができ、貴重な契機と捉えています。

(4)今後の取組とスケジュールを示せということですが、今後、各地区での説明会や意見交換を行い、活動計画の基本的な方向性や具体策を探り、並行して基山町における指定棚田地域振興協議会の令和4年度中の設置に向けての準備に取りかかってまいります。協議会の構成としては、中山間地域等直接支払交付金の活動組織の代表者や農業関係者に加え、現在地域で活躍されている団体等や専門的な有識者等にも参加いただくように働きかけを行うこととしているところがございます。

以上で1回目の答弁を終了します。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

それでは、(1)当該地区、野口地区における第5次基山町総合計画及び都市計画マスタープラン等の整合についてお尋ねします。

まず、第5次総合計画の位置づけですね、整合についてお尋ねをいたします。第5次基山町総合計画の土地利用の具体的な施策で、市街化区域、長野地区の拡大や流通工業団地を確保し企業誘致を図り、雇用の創出や定住人口増につなげる。また、工業の項目では、市街化区域、産業用地の拡大に努め、若者やU I J ターンの希望者の就労を支援するなど、雇用の場の確保に努めますということであつておられます。一方、農林業の項目においては、農地維持管理及び多面的機能を維持するため、集落営農組織への活動推進を図るということであつておられます。

本当、農地の保全と開発ということは相反することになるんですけども、令和元年11月に、県各課との協議において、この野口地区の開発について合同会議が行われておりますけれども、そのとき基山町総合計画の位置づけ、それはどうなっているか、町のスタンスはどうなっているかということをお尋ねされたと思うんですけども、そのあたりはどうなのか。特に、農業を守る立場の農山漁村課ですね、そのところの指摘はどうだったのかをお尋ねをいたします。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

令和元年11月の合同相談につきまして、定住促進課のほうから回答させていただきます。

令和元年11月に、当該地区の三川上・三川下地区の企業誘致に関して、県のほうに相談をお願いしております。県の政策課、都市計画課、農山漁村課、企業立地課と基山町の関係課で合同相談会をお願いしております。このときは、主に農産実施計画を策定するにあつて、上位計画との整合性について相談をさせていただいております。

町のほうのスタンスはどうなっているのかということですが、町としましては、こちらの三川上・三川下地区を含む長野地区は、先ほど議員おっしゃいましたとおり流通や工

業用地を確保する区域として位置づけをしているという判断をしておりますため、その整合性は取れている前提で県のほうにお尋ねした次第です。県の上位計画との整合性が取れているかどうかを確認したところ、佐賀県の区域マスタープランにおいては、インターチェンジに近接する地区は流通業務拠点という位置づけになっておるため、整合性は取れているという回答をいただいております。

○議長（重松一徳君）

柳島産業振興課長。

○産業振興課長（柳島一清君）

関連しまして、県の農山漁村課からの農地関係に関わる御指摘についての御質問だと思いますので、私のほうから答えさせていただきます。

県の農山漁村課からは、御指摘というよりかは確認ということで、まずはその農用地区域であるところの開発でございますので、しかもそこが第1種農地が6割占めるような青地の地域であるというところで、この地域を選定した理由はちゃんとしっかりあるのかという話が1点。それと、そこに立地する、今のところ想定されているような業種とかその数、あと面積など、立地のニーズに対してこの開発の面積が妥当かどうかというところの話、最小限であるのかという確認ですね。それと、あと排水などの関係で、周囲の農地とか水路等に影響するかどうかの配慮は重要であるという御指導。それと、最後に農産実施計画策定後に農振除外をすべきと、地区計画を策定した後に農振の手続をすべきといった手順、順序の御指導を受けたところでございます。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

これ、ちょっと副町長に確認させていただきます。先ほど、答弁で「三川上・三川下地区を含む長野地区は」という答弁があったんですけども、私の総合計画を見たときの、この長野地区のイメージは、伊藤ハムの南側ですね、7区公民館があって、それから北西のあの辺りを長野地域と思って、以前町が独自で地区計画を推進しておったあの区域だと思うんですけども、これ三川上・三川下と一緒にたくりじゃなかばってん、それを長野地区、何か大字長野みたいな感じするけれども、町長の御認識はどうですか。

○議長（重松一徳君）

酒井副町長。

○副町長（酒井英良君）

長野地区につきましては、基山町都市計画マスタープランのほうでその文言が記載されております。このマスタープランの中では、流通・工業地ということで、今の長野地区の工業用地ですね、これを基本として、一部島廻地区の調整区域も入っているんですけども、流通・工業地としてこの区域が指定されております。その中で、基山町もこの地域については3号線それから鳥栖ジャンクションも近接しておりますので、当然流通・工業地として将来利用されることが見込まれるということで、この中でもその地区は、その流通・工業地においては長野地区の一部として指定しておりますけれども、その長野地区においては地区計画等による計画的な市街地を前提として、その区域分の変更の検討を行っていくということですので、ある程度そういう需要が高まった時点では、そういう方向に区域の変更も検討していきますよということで、そういう場面が来たら地区計画等によって全体をするということです。これでいけば南側の市街化区域の隣接地から三川上・三川下地区まで全体を含めたものというふうには理解できるかというふうに思います。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

私が、なぜこういう整合性を、上位計画との整合性を言うかといいますと、ちょっと私も勤めておったとき、小郡のイオンの誘致に関して県と協議する中で、まず市のスタンスはどんなことかと聞かれて、議会にかけて臨時議会を開いていただいて、総合計画の見直しをした経緯がありましたから、ちょっと上位計画の整合についてお尋ねしたところでした。

次に、都市計画マスタープランの位置づけ、整合についてお尋ねをいたします。先ほど、都市計画区域マスタープラン、県の区域マスタープランに、この当該地区、野口地区は含まれるということで整合はしておるということでしたけれども、都市計画マスタープランが、当然このマスタープランで将来のまちづくりのゾーニングの中で、この野口地区は田園ゾーンに位置づけられております。それで、今回また今年度と来年度、都市計画マスタープランの見直しをされると思うんですが、そのあたりの整合性は当然考えてあると思いますが、どのような基本的な考え方があるかお示してください。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

今年度見直しをしております都市計画マスタープランにつきましては、当該地区、議員おっしゃられるとおり農地環境の保全を図る区域という色づけになっております。今回の農産実施計画を策定した経緯もございますので、このあたりにつきましては産業用地として見直しを検討していきたいと考えております。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

分かりました。

次に、(2)農政上における土地利用の規制についてお尋ねをいたします。

まず、土地利用の現状、これはどうなっているのかお尋ねをいたします。

○議長（重松一徳君）

柳島産業振興課長。

○産業振興課長（柳島一清君）

農政上の土地利用の状況でございますが、ほとんどが水田の地帯で水稻作が行われている状況でございます。一部宅地で1筆ございますが、元牛舎があったことで農業用施設の用地ということでもありますので、ほとんどは農業農地関係の地域だと認識しております。

その区分でございますが、1種農地につきましては約6割、4割が2種農地という状況でございます。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

先ほどの答弁で、今回答もありましたけれども、第1種、原則農転が不許可の第1種農地が6割、条件つき許可である第2種農地が4割ということで、この条件つき許可とはどういう中身かよろしいでしょうか。

○議長（重松一徳君）

柳島産業振興課長。

○産業振興課長（柳島一清君）

そもそも、2種農地とか1種農地、3種もそうですけれども、区分の基準がございます。基本的には、駅とか市役所、公共施設、特に教育施設とか医療施設とか、その施設の距離感によって2種、3種の指定がございまして、そういったのと遠いところについてが農地として有効であるというところで、その1種農地という規定がございまして。

そういう中で、今回その1種農地を開発することになったわけですが、それについては先ほどの農産実施計画があることによって可能になるということでございます。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

それでは、この当該地区、野口地区の選定に当たっての基本的な考え方、また選定した理由についてお尋ねをいたします。

○議長（重松一徳君）

柳島産業振興課長。

○産業振興課長（柳島一清君）

企業立地に当たりまして、その開発に当たるニーズがございまして、まず10ヘクタールぐらいのまとまった一団の土地が必要であることが見込まれております。それと、流通、特に運輸関係の業種でございますので、やはりその場所的には高速道路のインターチェンジ、あとは国道、県道とか、そういった幹線道路の利便性が高いところというニーズがございまして、そういった中で候補地の中から当該地区を選定した理由でございます。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

私も、この地域はまとまった一団の土地で、西側は秋光川に隣接しておいて、周辺農地等の影響も少なく、交通アクセスは本当に優れるということで、本当いいところだと思っております。それで、確かに一番やっぱり思うのは、今まで地権者の方が農業基盤整備とか圃場整備とか、そういう農業的な投資が行われてこなかったのが一番のよかったことではないかなと、個人的には思っております。やっぱり、圃場整備すると生産性の高い優良農地ということで、甲種農地になりますから、もうそこら辺の許可についてはハードルが上がるから、そういうことでやっぱり地権者の方々の先見の明があったのではないかなというふうに感じ

ております。

それで、その当該地の真ん中辺りに鳥栖市の一部が、三角のようながありますけれどもそこは今水田で耕作をされております。そこが残るということであれば、まだ用水も必要になってくると思うんですけれども、そのあたりはどう考えてあるかお尋ねをいたします。

○議長（重松一徳君）

柳島産業振興課長。

○産業振興課長（柳島一清君）

鳥栖市と基山町の境には、秋光川で隔たれております。秋光川の東側の一部に、基山町域の農地に隣接する形で鳥栖市域の農地が2筆ございます。字的には、永吉町字川原田というところの農地でございます。河川改修があった際に、そこが飛び地になったようなことを、ちょっと鳥栖市のほうから聞いているところでございます。その鳥栖市の農地につきましては、開発関係者と地権者の間の中では、既に農地売買の約束等が進んでおるということで、開発の方向であることは間違いございません。ただ、その地区を産業地区に含めずに、あくまで鳥栖市の一地域でございますので、そこは別途仕切りをして、当面は耕作を行わず、雑種地ですね、いわゆる駐車場とかの活用に向けて当面は農地転用を、地区計画等が、開発が、うちのほうの計画が終わった段階でしていきたいような旨を聞いているところでございます。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

そうですね、それが雑種地として残って、こちらの土地利用と将来的に一体に使われるといいなと私は個人的に思っていましたから、そういう方向に進むといいと思います。

次に、質問の順番を入れ替えて、(5)の開発に伴う課題とその対応についてお尋ねをいたします。

メリットとして、新たな産業の振興を図ることにより地元雇用の創出、さらには地域経済への波及効果が期待できるということでされております。以前、農村地域工業等導入促進法、農工法と言っておりましたけれども、今回平成29年7月にこの法律の題名も変わりました、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律、農村産業法ということで改められております。その法律の国の方針として、やっぱり今まで農業をしてあったそのところのやっぱり収入財源の産業基盤がなくなるということで、その中に農業者の安定的な就業機会が確保され

ることということで、その方針がされております。今回の開発による雇用はどうか、特に農業者の雇用を含めてどうかお尋ねをいたします。

○議長（重松一徳君）

山本産業振興課参事。

○産業振興課参事（山本賢子君）

今回策定いたしました農産実施計画の中にも、導入すべき産業の種類とか規模とか、あとその雇用期待従業員数ということで人数などを定めております。産業といたしましては、倉庫業や貨物運送取扱業のような、その運輸業の業種が3事業所入っていただくところに、雇用を期待する従業員数として、3事業所で合わせて66名の雇用を創出したいという目標を掲げているところです。そのうち、産業へその農業従事者の就業の目標といたしましては、66名のうち15名、パーセントにして22.7%の方を農業従事者の中からの就業目標として掲げているところでございます。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

都市計画審議会の意見でも、地元からの雇用を積極的に行うことということで附帯意見も出しておりますので、雇用についてもよろしくお尋ねをいたします。

私、このデメリットというのが、これは都市計画審議会の中でも意見が出されたんですけども、この開発によって農地が減少することにより、今後の共同乾燥調製施設、共乾の運営についても心配をされております。都市計画の附帯意見も、運営については十分検討することを出しております。そして、本間病院の北側の小都市の開発の話もあったので、やっぱり長野共乾はだんだん農地がなくなって運営が厳しいというふうになると思うんですけども、町としてそのあたりをどう考えるのかお尋ねをいたします。

○議長（重松一徳君）

柳島産業振興課長。

○産業振興課長（柳島一清君）

長野の今回の三川上・三川下地区の産業用地開発はもちろんでございますが、そのほかの開発も含めまして、町内3共乾の受益面積の減少が想定されております。そういう中で、一方産業開発以外としましては、平たん部では宅地開発とか、あと山間部ではやっぱり耕作放

棄等で徐々に減っている部分もございますが、そういう中で、今JA基山のほうでも3共乾の今後の方向に向けて検討が始められておまして、最近鳥栖市、基山両方の共乾の方々との打合せの関係とかもあっているようでした。そういう中で、取扱いの量が当然減ってきますので、作業工程別にそのサテライト的に共乾を有効利用していこうとか、そんなことも含めて検討を進めるというのを聞いておりますので、町としましても、そういった共乾の方々との意見交換を踏まえながら、支援すべきところは支援することについて考えていきたいと思っているところでございます。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

今後、ほかの共乾との野口の共乾の運営について、やっぱり協議を深めていただきたいと思えます。

それでは、戻りまして(3)の農産実施計画策定のメリットについてお尋ねをいたします。

まず、確認をさせてください。以前は、4ヘクタール以上の農地転用については、基本的に農林水産大臣の許可を得なければならないというふうになっておったんですけども、現在はどうなっているのかお尋ねをいたします。

○議長（重松一徳君）

柳島産業振興課長。

○産業振興課長（柳島一清君）

おっしゃるとおり、農地法で4ヘクタール以上の農地転用については農水大臣許可だった時代がありました。それは数年前まででございまして、たしか三、四年ぐらい前にその見直しが図られておまして、現在は大臣としましては協議の対象で、同意を取りつけばオーケーという形になっておりますので、実質県知事が許可ということに現状はなっているところでございます。

今回、農産実施計画を策定する関係で、既に農水省を含め主務省庁とも協議を行っております、県を通じてですね。その関係で、本来は4ヘクタール以上の農地転用につきましては大臣との協議が必要なところが、農産実施計画を行うことで、既に大臣との協議を済ませておりますので、今後その後農地転用の際には、もう大臣との協議は要らないと、県知事の許可でオーケーという状況でございます。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

この農産実施計画の策定のメリットとして、回答にもありましたけれども、農地法においては原則転用不許可の第1種農地においても、産業導入のための転用が可能になったということで改正がされておりますけれども、税制上のメリットもあると思うんですけれども、その内容と、租税特別措置法のどれに該当するのか、そのあたりについてお尋ねをいたします。

○議長（重松一徳君）

山本産業振興課参事。

○産業振興課参事（山本賢子君）

産業の導入に関するガイドラインというものが示されておまして、その中で支援措置の中に税制上の措置ということで明記されております。この産業を導入するに当たって、農地を所有していらっしゃる方が事業、その土地を譲渡されて、売るということになると思いますけれども、その譲渡された分に、その譲渡所得というのがかかってくるわけがございますけれども、この農産実施計画を策定したその土地の分では、その個人が産業用地に供するものとして農用地等を譲渡した場合の所得税の軽減ということで定められております。800万円を上限とする特別控除ということができるといふふうに明記されておまして、租税特別措置法で申しますと、そのガイドラインの中では……、失礼いたしました。租税特別措置法の第34条の3というふうにかかれておまして、農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除ということになっていると認識しております。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

分かりました。

次に、(4)住民等の意見聴取に対する対応についてお尋ねをいたします。

私は、もう本当、地権者の方にもよかった、基山町にとってもよかったと、そういう観点から、この開発が本当いい方向に進むような観点で質問をさせていただきます。パブリックコメントですね、野口集落はハザードマップでは浸水地域で、大雨のときには道路が冠水し、敷地まで浸水することもあるので、水路の拡大の必要性と造成高についても、現在の田面よ

り低く造成するような意見を出されております。水路拡幅に対する町の回答は、水路の付け替え等については地元の水利組合と十分協議します、また雨水については計画地内に調整池を整備することで、周辺農地に支障がないようにするので、周辺の水路の拡大は必要ないと判断しているという回答でございました。

私は、やっぱり水田が今まで持っておった貯水能力、それがなくなってくるので、水路の拡大はもう私個人的には必要ではないかなと思っております。特に、福岡県との境は水路で県境になっております。現在は、その県境の水路が1メートルぐらいのコンクリートで、ずっと下流に行くと南のほうはちょっと広がっておりますけれども、1メートルぐらいなんですよね。だから、そこら辺を十分広く、三面コンクリート化も含めて拡大する必要があると思うんですけれども、そのあたりはどのようにお考えですか。

○議長（重松一徳君）

山本産業振興課参事。

○産業振興課参事（山本賢子君）

まず、ブランド化推進室のほうからお答えさせていただきます。パブリックコメントをいただいて、その周辺の水路、雨が降ったときの増水時の不安とか心配ということで意見が寄せられましたので、町のほうから回答をさせていただいているところでございますけれども、今議員が御心配されました、ちょうど今回の計画地の一番東側ですね、小郡市と基山町との境になります、その分の水路については、計画本体の中にも、その周辺環境の保全というような項目で明記をしているところでございまして、農業用水路の付け替え等については、地元のその水利組合と十分に協議して整備を行いますというふうに明記しておりますので、この分は少なくとも護岸の整備というような形で、すみません、ちょっと私その工事の内容で三面側溝というか、そのコンクリートの側溝になるかどうかというところまではちょっと私のほうからは分からないところでございますが、少なくともそういう整備はされるものというふうに思っております。

○議長（重松一徳君）

柳島産業振興課長。

○産業振興課長（柳島一清君）

少し付け加えさせていただきます。東側の水路につきましては、対岸が小郡市の市の領域になりますので、そこは事前に市の側との調整とかも十分協議を今後していくことになるか

と思いますので、今のところ、ここでちょっと具体的なことを言うことができない状況でございます。申し訳ございません。

それと、水路の拡幅ですね、幅を広げることにつきましては、その区間だけ拡幅をしたら、逆にいうと水が下に早く流れていって、今度下流域のほうで氾濫を起こす可能性もあるということで、小郡市との協議の中でも、そこについては現状の維持というところの話になっておりますので、下流域がうちの基山町であればいいんですけども、下流域が鳥栖市及び小郡市のほうのところにつながっていておりますので、下流域のことを配慮して現状の、要は雨が田んぼにたまっていた分が、今回開発によって雨の部分がたまることができなくなる分の調整をいかに図るかというところで、今回調整池というところでそのような配慮をする方向で検討しているところでございます。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

この水路については、水田がなくなるし、地元の方々と隣接する小郡市と鳥栖市も含めて十分協議されて、その幅についても、調整池とも関係あるんでしょうけれども、十分協議されて検討していただくようお願いいたします。

それでは、調整池についてお願いいたします。調整池は、佐賀県の技術的基準では河川砂防課の大規模開発における調整池の設計基準、これは平成24年4月に出されているものですが、これによるものとするということになっておりますが、これ内容はどのようなのでしょうか。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

こちら、県の河川砂防課のほうで示しているものになります。内容としましては、開発により流出形態が変化することで、洪水時における流出量が増大し、開発区域周辺及び下流域に対して悪影響を及ぼさないために設置する調整池の基準というような内容となっております。こちらの対象洪水が降雨、雨なんですけれども、佐賀県における10年に1回の確率ということで計算式がずっと書かれておりますが、この基準はあくまで基本的な考えを示したものであり、それぞれの現地に応じた状況を考慮しなければならないとなっておりますので、

こちらの基準のほうは示されておりますけれども、個別具体計画に関しましては、また別途河川砂防課のほうに協議して調整池の大きさ等を決めていくようになっております。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

調整池については、都市計画法で1ヘクタール以上の開発は調整池を設けなければならないとなっております。私、この調整池を下流に1か所設けるのではなくて、この進出する区間ごとに設けたらどうかと思うんですけれども、土地の有効利用のため、例えば建築物の地下に調水機能を持たせたような形で段階的に下流域に流れていくような考えはどうだろうかと思うので、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

こちら、農産実施計画を策定するに当たり、隣接する鳥栖市、小郡市ともいろいろな協議を行っているところです。雨水の流出先に当たる小郡市からは、今議員おっしゃられたように、それぞれの区画に調整池を設けてほしいというような要望を事前にいただいておりますので、開発業者のほうにはあらかじめその旨伝えており、それぞれの区画ごとに調整池を設けてもらうような計画にするようお願いしているところです。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

それはよかったなと思っております。この調整池の放流先ですけれども、下流の水路か、それとも団地の中で秋光川に、またポンプアップとかされるのか、ちょっとそのあたりをお伺いします。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

具体的に、整備の計画、具体的な整備の図面等は、まだ業者のほうからいただいておりますが、開発につきましては当該地区の現状、今田んぼの水が流れているところに整備後も

流すようになりますので、田の排水が下流の水路となっている場合はそのまま下流の水路、現状がもし秋光川のほうに流れているようであれば秋光川になりますが、今回は恐らく下流の水路になると思われま

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

下流の水路ということですね。放流先についても、関係市町とも十分調整をされてください。

次に、造成に関してお伺いします。開発時に佐賀県の基準に従い計画するため、現時点では未定であるということで、ちょっとパブリックコメントで回答されておりますけれども、佐賀県の基準というのはどうなっていますでしょうか。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

佐賀県の基準としましては、開発許可の手引のほうで定められております。そちらの技術的基準の宅地防災の項目で、地盤や切土、盛土、のり面保護、擁壁についての基準が定められております。いずれにしましても、開発による地盤の沈下や崖崩れ、あと周辺への水の流出等の災害を防ぐための基準となっておりますので、これに従って今回の開発の地域も整備をするようになります。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

次に、道路計画についてお尋ねします。道路については、都市計画法の施行令、政令ですね、第25条の第1号で規定されておまして、道路は都市計画において定められた道路及び開発区域外の道路の機能を阻害することなく、かつ開発区域外にある道路と接続する必要があるときは、当該道路と接続してこれらの道路の機能が有効に発揮されるように設計されているということになっております。そこで、開発区域内の区域内道路と接続先の既存の道路の規定についてお尋ねをいたします。

まず、接続先の既存道路、生活道路についてお尋ねをします。パブリックコメントの中で、

高速道路の側道とか野口の町道は、朝夕の通り抜け道路になって、通勤時には200台が通過しておるといふことで、そしてまた、併せて今度開発による大型トラックの流入があるので心配をされております。この接続道路の、既存道路ですね、野口集落の南側は現在クランク状になっておりますけれども、今回その解消も含めて検討されるのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（重松一徳君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、今言われました既存道路の部分につきましては、普通自動車を通る幅員となっております。地元のほうから、台数の増加を懸念されておりますので、今回開発によりまして、中央に開発道路で大型車が通れる広い道路ができますので、そちらに誘導することによって、現在でも地区内に入っているような車が広い道路、走りやすい道路を通常通りますので、そういった車が地区内に流入しないように誘導するというようなお話を行っております。また、そういった開発区域内の物流についても、そういった要望を出していくものと考えております。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

私、先ほど質問しましたけれども、区域内道路と、先ほど法律を言いましたよね、接続先の道路との関係をいうと、今はちょっと接続先の道路ですね、あそこがクランクになっておるから、今回その開発も含めてそこら辺の解消はするのかということでお尋ねしたんですけども、緩衝帯を設けなければならないということになっておりますね、そこも含めて緩衝帯の今の規模、そこも含めたところの今回その道路の改善も含めて、そのあたりはされないのかなと思って、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

今回の開発によりまして、1ヘクタール以上の開発では緩衝帯を設けることとなっております。今回の開発の区域の面積が10ヘクタールになるため、緩衝帯の幅、幅員は10メートル

以上と定められております。野口集落に接する部分に十分な緩衝帯を設けるように指導していきますので、その指導に際して、もしかしたらその業者のほうも道路の付け替えとか、そういったのをちょっと提案ではないですけども、検討されるかもしれませんが、町としては、集落に接する部分に十分な緩衝帯を設けるように指導していきたいと考えております。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

あそこの道は、ちょっと利用するとき待つ必要があるような狭いところもあるから、今回のところで緩衝帯も含めて、そこら辺の改善をしていただければというふうに思っております。

それで、この接続先の既存道路の幅員で、これ予定建築物が住宅以外の場合には、開発区域外の幅員9メートル以上の道路に接続しなければならないということで定義されておりますけれども、北側の野口橋辺りの側道の付近ですね、それと小郡市の南に開発されたあの道路ですね、これはこの条件を、基準を満たしておりますでしょうか。

○議長（重松一徳君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

今言われました都市計画法の政令第25条第2号以降の中に、区域外の道路についての政令の規定がございます。この中におきましては、開発区域内は当然新たな道路を造られますので、規定の中の規定道路の築造となります。ただ、その以外については、安全上、車道と歩道が分離されている等、通行の安全上問題がない場合はこの限りでないというただし書がございますので、いろいろ基山町の道路も幅員がございますので、この道路につきましては立野工場団地と併せて造られた道路でありますので、一応工場の通行には支障がない道路というふうに考えております。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

特に、野口橋の辺りの道路高は、田面高とかなり高低差があります。都市計画の附帯意見

でも、野口橋付近の道路幅員は狭いため通行に支障が出ないように配慮することということで意見を出されております。どこに真ん中の今度は区域内道路を持ってくるかで、こう回すのか、その秋光川の堤防にするかで変わってくると思うんですけども、そこら辺はどのように接続するか、まだ検討段階だと思いますけれども、ちょっとお考えがあれば伺いたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

まだ具体的な開発の整備図面等、こちらのほう受けておりませんので、はっきりしたことは今申し上げられないのですが、開発業者が企業誘致のためにパンフレットを作っている図面では、野口橋付近から一旦小郡市側、東側に湾曲して、区域の中心付近から今度秋光川のほうに湾曲して、一番区域の南側は秋光川のほうから小郡市の市道に接続するような、S字ですかね、をちょっと描くような形になっているということを聞いております。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

それでは、ちょっと区域内道路に入りますけれども、またこのパブリックコメントで、区域内道路で計画地の中に道路が新設されると交通量が増えることが予想されるので、歩道部分を設けるなど安全対策を講じること、ということで意見が出されております。今導水管道路来ていますけれども、あそこが狭くて、この区画内道路がやっぱり整備されると交通量もかなり増えてくる、そしてまた飛ばすというふうな感じを持っております。区域内の道路の幅員とかは、開発規模に応じて規定されておりますけれども、その基準はどうなっているのかお尋ねをします。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

こちらの開発の面積が10ヘクタールとなっておりますので、その場合は9メートルから10メートルの幅員の道路を設けるように定められております。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

最後に、進出予定の業種と今後の開発スケジュールについてお尋ねをいたします。この都市計画の審議会の附帯意見でも、この開発の進捗については十分地元の住民の方々に説明を行うという意見も出されております。この説明会に当たっての、やっぱり不安視されておるといふところがあると思うんですけども、そこら辺の基本的な考え方はどのように思っているのかお尋ねをいたします。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

周辺地域の皆様には、やはり早めに情報を提供していきたいと考えております。まず、現時点で決まっているものとしましては、地区計画に着手した段階で、計画の案について地域の方に御説明したいと考えております。また、先ほどちょっと申し上げましたように、小郡市との協議の中でも、下流域、地区の流出先が小郡市になっておりますので、小郡市のほうでも、その概要が分かれば説明をしてほしいというような要望もいただいておりますので、水の流れ等については小郡市のほうにも説明をしたいと考えております。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

先ほどの答弁で、年明けて2月に農振除外の手続、令和5年の3月に地区計画の設定、それと令和5年の12月、開発許可と同時にありますから農地転用手続と開発許可を一緒にする、令和6年の1月から造成工事の開始で、1年かけて1年後に建築工事が開始されるということで、先ほど回答がございましたけれども、折によって地元の方と協議をしてほしいと思います。やっぱり、地元の野口の皆さんが一番心配してあるのは、大雨のときの浸水対策と交通の安全対策、騒音も含めてですね、そこら辺をやっぱり心配されていると思いますので、開発説明会を頻繁に開催していただいて、野口集落の生活環境保全に十分配慮しながら、すばらしい開発になるように努めていただきたいと思います。

私、2番目で農村地域、棚田地域の問題を、質問をしておりましたけれども、ちょっと時間も中途半端になりますので、また次回させていただくということで、本当に野口の今回の

開発はすばらしい開発になるように、地元の方と十分協議をされて進めていただくようお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（重松一徳君）

以上で天本勉議員の一般質問を終わります。

ここで2時20分まで休憩します。

～午後2時03分 休憩～

～午後2時20分 再開～

○議長（重松一徳君）

休憩中の会議を再開します。

次に、中村絵理議員の一般質問を行います。中村議員。

○1番（中村絵理君）（登壇）

皆様、こんにちは。1番議員の中村絵理と申します。

傍聴にお越しいただきました皆様、いつも大変ありがとうございます。

さて、今回の私の質問は、今回も2つでございます。これから、ちょっと中に入っていく前に、皆様のお手元の資料で御訂正をお願いしたいところが2つほどございます。すみません。

まず一つ、基山町が目指す協働のまちづくりとはという質問の中の4番目、こちら、住民への周知はどの程度進んでいるのでしょうかというところを、私がちょっと狭い域で考えておまして、こちらを「町民」、町民の皆様というふうに御訂正をお願いしたいと思っております。

それから、もう一つ質問事項の2で、基山地域ねこサポート活動について、ちょっと私の認識が、こんなこと質問をさせていただきながら大変失礼なことをしてしまったんですが、基山町には多くの、こちら私「野良猫」と書いておりますが、こちらを「飼い主のいない猫」というふうに御訂正をいただけたらありがたいと思います。

以上、大変失礼をいたしました。

それでは、中身に入ります。

まず、1つ目は基山町が目指す協働のまちづくりとは、ということでございます。2つ目は、基山地域ねこサポート活動について、この2つでございます。

それでは、質問事項の1、基山町が目指す協働のまちづくりとはにつきまして、平成23年

4月1日、基山町は佐賀県内の自治体で初めてまちづくり基本条例を施行いたしました。令和3年4月現在において、全国1,788自治体のうち、この条例を施行しているのは397自治体、全体の22.2%でございます。県内では佐賀市と基山町の2つの自治体だけでございます。

町のホームページを見ますと、この条例は町民主役のまちづくりを基本理念とし、町民・議会・町の執行機関が情報を共有、協働して「人と自然が輝くまち、きやま」を実現するために制定された基山町“まちづくり”の最高規範であり、その目的は町民主体の自治の実現を図ることとあります。そうです、この条例の重要な鍵となる言葉は「協働」という言葉です。

前町長の御在職中にこれは施行された条例ではございますが、県内でいち早くこの条例を施行した必要性を含め、その内容と進捗状況などについて今回は質問をさせていただきたいと思っております。

まず、町長にお尋ねをいたします。

- (1)この条例制定の発端は何でしょうか。どういう経緯で始まったんだろうか。
- (2)町民主体の自治の実現を目的とした理由は何でしょうか。
- (3)この条例作成に当たっての組織づくりはどのように行われたのでしょうか。
- (4)町民への周知はどの程度進んでいるのでしょうか。
- (5)条例施行による成果と今後の課題をお示してください。

次に、質問事項の2、基山地域ねこサポート活動についてでございます。

こちらは、基山町には多くの飼い主のいない猫が屋外で生活をしております。飼い主のいない猫を見捨ててはおけない愛猫家の方々がいらっしゃる一方で、庭先でのふん尿やアレルギーなどでお悩みの方も多うございます。この問題は、多くの自治体の課題ですが、行政は保護活動に直接介入できない立場であるため、その対応に苦慮しているのが現状でございます。

さて、このたび、けやき台を中心とした猫のTNR活動団体が活動を開始しました。この活動は、猫たちを殺処分してしまうのではなく、捕獲し不妊・去勢手術を行い、猫を元の場所に戻して一代限りの命として地域で見守っていくことを目的としております。この活動自体が7年から10年ぐらいかかると言われておりますが、京都市のほうでは既に効果を上げているということで、全国の自治体にも広がっているようでございます。協働のまちを推進する基山町は、町民のこの自主的な活動をどのような連携と支援をもって見守っていくのか、

この点について質問をさせていただきたいと思っております。

(1)支援を行う上でまちづくり基金事業補助金の活用が考えられますが、その内容についてお示してください。

(2)補助対象になる事業とその種類をお示してください。

(3)その他、連携して支援できるものは何でしょうか。

以上、1回目の質問を終了いたします。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

中村絵理議員の一般質問に答弁させていただきます。

1、基山町が目指す協働のまちづくりとは。

(1)この条例制定の発端は何かということですが、基山町まちづくり基本条例は、前小森町長の発意により、住民参加で約5年間をかけて策定し、平成22年9月に制定、そして平成23年4月1日から施行しております。小森町長の最後の挨拶でも、これが一番自分の印象に残っているというふうに言われていたことをよく覚えているところでございます。

それから、(2)町民主体の自治の実現を目的とした理由は何かということですが、本条例の第1条の目的では、まちづくりにおける町民の権利と責務、そして議会及び町の執行機関の役割を明らかにすることにより、町民主体の自治の実現を図ることを目的としているところでございます。役割を明確にし、町民の皆さんに積極的にまちづくりに御参加いただくことを理由としているところでございます。

(3)条例作成に当たっての組織づくりはどのように行われたかということですが、平成18年度に策定した第4次総合計画の基本理念に「協働のまちづくり」を掲げ、平成19年度からワークショップ形式による学習会等を開催し、基本条例が必要であるとの認識を得ました。

町民の皆さんと一緒に作り上げる条例にするために、平成20年5月から一般公募の町民による「まちづくり基本条例策定作業部会」を組織し、町民の御意見をお伺いしながら、「まちづくり基本条例策定委員会」で議論いただき、条例の策定を進めてきたということになっております。

(4)町民への周知はどの程度進んでいるのかということですが、まちづくり基本条

例における主な項目としては、出前講座、そして町民提案、まちづくり計画の策定、情報公開、地域担当職員、協働の推進、重要な計画への参加（パブリックコメント・アンケート調査・町民ワークショップ等）があり、広報きやま及び関連会議等により周知は進んでいるというふうに思っております。条例そのものがどの程度周知が進んでいるかは微妙なところですが、その条例の中で具体的な出前講座であったり、地域担当職員であったり、そういったものについてはかなり進んでいるというふうに考えております。

(5)条例施行による成果と今後の課題を示せということでございますが、まちづくり基本条例の施行により、町民参加のまちづくりが制度化され、協働のまちづくりが推進していることは成果であるというふうに考えております。

課題といたしましては、地域の将来計画であるまちづくり計画策定団体が、まだ2団体にとどまっているということだというふうに考えております。

2、基山地域ねこサポート活動について。

(1)支援を行う上でまちづくり基金事業補助金の活用が考えられるが、その内容について示せということでございますが、地域猫活動で活用できるまちづくり基金事業補助金としましては、町民活動団体等のまちづくり組織が行う「まちづくり事業」が考えられ、年間20万円を限度額として、補助の期間は原則3年間となっているところでございます。

(2)補助対象になる事業とその種類はということでございますが、補助対象となる、まちづくり組織が行うまちづくり事業の種類につきましては、子供や高齢者、障害者等が抱える社会的課題の解決を図る「まちづくり思いやり事業」、防犯・防災・災害活動に備える「まちづくり安全安心事業」、集落等における継続的なにぎわいづくりを行う「まちづくり活性化事業」、住環境の充実及びPR、環境美化に取り組む「まちづくり環境美化推進事業」があり、対象経費の種類としては、講師謝金、消耗品、印刷代、それから郵送代、手数料、委託料、会場使用料、備品等がございます。

(3)その他、連携して支援できるものは何かということでございますが、地域猫活動については、地域活動団体と連携してできる支援としましては、飼い主のいない猫の無料不妊手術を行う佐賀県地域猫活動支援事業の申請やどうぶつ基金への行政登録、捕獲機の貸出し等が考えられるところでございます。過去、つい最近でございますが、類似の事業が16区を中心に、このまちづくり基金事業を使ってすばらしい活動が展開されておりましたけれども、今は中断している状況になっておりますので、また新たな活動が取り組んでいただけるという

ことであれば、非常に素晴らしいことだというふうに考えているところでございます。

以上で一度目の答弁を終了します。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

町長、ありがとうございました。

それでは、このまず1番目の条例制定の発端は何かということでお答えいただいた、この前町長の発意で住民が参加して、約5年間をかけて策定したということでございますけれども、実は私、議員の3年目に入りますが、この間までこういう条例があるというのを実は知らなくて、大変申し訳なかったんですけども、なぜこれを今回取り上げたかというきっかけが、これは実はこの間の「議会と語る会」のときに、ある町民の方から、協働、協働と言うんやけれども、例えばアダプト・プログラムですね、里親の、これについてもかなり厳しいことを言われまして、人の善意の上に乗っかってかっこよくやっているということを対外的にやっている手法であるというふうに認識しているとかですね。これ、いつ頃登場して、何を目的としてつくられたんやろうかと、これが、この町の協働とは何かを議論された形跡がないとか、かなり厳しいことを言われたんですね。

それとともに、もう一つ言われたことが、基山町の職員が朝からごみ拾いをしながら登庁しておると、こんな町はほかにはないぞと、こういう活動をしておるということを、みんな町民は知らんのやないかと。だから、そういうのを知らしめるのが議員の役目じゃないかと、そういうふうにまで言われたんですね。

私、このことがすごい耳に残っていて、それでこの協働とは何ぞやということを調べ始めましたら、この条例に実は行き着いたわけで。多分この条例は、先ほど町長がおっしゃったように、前町長のときにおつくりになられたということで、大変印象に前町長が残られているというふうなことを今伺ったんですが、私は1期目の議員ですけども、多分2期目の議員さんの方々も、もしかしたら知らない方もいるのではないかと、傍聴者の方の中にもいるのではないかと。だから、そういうことだから、それでこの中身をまず知ってみたいと、どういう経緯でつくられてきたのか。

それを、ちょっとこの条例を、平成21年の9月にこの条例が議案として議会に上程されております。それが、制定から施行まで約2年間を要しております。この間に、多分議会でい

ろいろな継続審議になったりとか、特別委員会があったりとか、そういうことを経過して2年間時間をかけてこれが条例として一応制定されたというふうには伺っております。

ここで、私が非常にはてなマークが残ったのは、何でこんなに時間をかけて、議会ともめてやらなければいけなかったのかということが一つ。それから、この条例は基山町が全国の自治体でも結構早かったですね。初めての自治体の基本条例出したのが北海道ニセコ町、この後から一気にこういう類いの条例が増え始めて、あるときをピークにちょっと今下がっておりますけれども、何でこれを佐賀県内でも早々にやらなきゃいけなかったのかという、こういうところが疑問がありまして、ちょっとこれが出来上がってきたそういう歴史といいますか経緯を教えてください。どなたかこの、前町長のときのものでございますけれども、この条例を策定することになったきっかけとか、条例施行までの経緯とか、若干そういったことがお分かりになる方がいらっしゃいましたら教えてください。よろしくお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

今議員のほうからおっしゃっていただきましたまちづくり基本条例、こちらを制定する前に、アダプト・プログラムの実施要項としまして平成19年4月から施行しているということで、そういう町民の皆さんの協働によりまして、そういう美化活動をやっているという素性がもともと基山町にはあったこともあるかと思えます。

それから、議論をやられていたという内容でございますけれども、こちらにつきましては、基山町のまちづくり基本条例につきまして珍しいといいますか、そういう手続の条例と、そういう構想といいますか理念の部分と2つを持っている条例となっていることから、そういう町民と議会と町が一体となって取り組むということをつくっていく中で、この実効性を担保するためにそういう理念条例と手続条例が一緒になった条例として仕上がっているというふうに考えておりますので、そのような議論に時間を要したことが、長く議論したことではないかというふうに考えております。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まず、第一にアダプトはこの条例ができる前からやっている事業であります。それから、役所に来るときにごみを拾ってくる職員というのは、今発言した人でございます。

それから、さらに私が聞いている範囲なので、ぜひ逆に議会の皆さんのほうが詳しいのではないかと私は思うんですけども、これはやっぱり非常に難しい条例なんですよね。理念条例にまずして、その後から実際の具体的なことをやっていけばいいのではないかという議論が結構あったと聞いておりますが、それが理念だけではなく、実際のその施行の、実際の実施の話まで踏み込んでやっていっているというふうな、そういうことで、そのあたりで少し時間はかかったというふうには聞いておりますが、結果として今見れば、まさに基山町の、まだまだこれからアダプトも当然見直す予定にしておりますが、基山町の協働のまちづくりというのは非常に、今となってみれば非常に、まさに私はいいことだと思っておりますので、ただ見直さなければいけない点もあると思っておりますので、そのあたりはこれからいろいろ考えていきたいというふうに思っています。取りあえず、まちづくり基本条例の前からあるアダプトについて、少し見直しを今検討して、来年4月からその辺のところを見直したものを皆さんにまた提示しなければいけないなと思って作業は進めておりますが、結構難しい作業になっております。

私が知っているのは以上でございますので、あとはむしろ職員の中でも古い、少し昔から企画とかをやっていたような職員じゃないと分からないと思うので、多分副町長とか総務課長じゃないと分からないかなと思います。よかったら、せっかくなので御披露していただければなと思います。

○議長（重松一徳君）

酒井副町長。

○副町長（酒井英良君）

ちょっと私も、この協働のまちづくりの条例ができるときは多分係長ぐらいだった、直接は全然担当していないんですけども、それまではいろんな役所が物事を役所で決めて、それをやっていたので、それでは役所が独断でまちづくりをやっているということで、町民それから行政、議会が一緒になって、みんなで意見を出し合ってまちづくりをやっているというのが発端かなというふうに思います。

中村議員の次の地域猫ですか、この中でまちづくり基金事業補助金というのがあります。これもまちづくり基本条例の中で出てきたものですし、まちづくり提案というのが今いろん

なところで、防犯灯とか防犯カメラとかガードレールとかいろんなものが出ますけれども、これもまちづくり基本条例ができて、前はもういろんなところからいろんな要望があったのを、まちづくり提案という形で一本化して、それを対応して、各課では全然どこまで進捗したか分からないような要望についても一本化して、それを実施することによってみんなでまちづくりをやっていこうという趣旨でございます。

議会についても、これ2年継続審議、2年ぐらいかかったと思いますけれども、これは議会の中で、やはりこのまちづくり基本条例というのは非常に難しい条例でありましたので、議会の中でもそんなに簡単には決められる事項ではないということで、2年間にわたって議会のほうで熱心に討議され、そしてできたものというふうに思っております。

○議長（重松一徳君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

私のほうとして、このまちづくり基本条例について考えておりますのは、まず事の発端というのは、やはりその当時の背景として、一つこの協働という言葉が少し一般的になりつつあったと。協働とは何かということを考えたときに、やはりここで、先ほど中村議員が訂正をされましたように、町民主体というのがまずあったと思います。そこで言う町民というのは、狭義で言う住民とかではなくて、この町に関わる方全てということで、そのことを町民というふうに指してあったと思います。そういった中で、町民主体のまちづくりをするためには、私ども行政と、皆様方議会のほうと、やはり三位それぞれが、ただ単に議会と執行部だけが両輪として回るのではなく、町民も巻き込んだところでまちづくりをやっていきたいと思いますというのが基本的な理念だと思います。

そういった中で、その当時とすれば、やはり理念条例に終わっている市町も多うございましたけれども、そこに実効性を持たせるためにいろいろな手続も含めて実効性を持たせたということで、その協議に関して、特に議会の皆様方には前文から最後の文章に至るまできちんと議論をしていただいて出来上がりましたので、そこには数年の年月がかかったということだと考えております。

この文については、基本的には実効性を持たせるために、またこの基本条例を風化させないために、たしか4年ごとだったと思いますけれども、5年だったかな、ちょっとその年数まで覚えておりませんが、きちんと見直しをしていくということで、今2回目の見

直しを行ったところでございますので、またこの基本条例が死に体とならないように、議会それから町民、それから執行部のほうできちんと実効性を持たせながら臨んでいく必要があるというふうに考えております。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

ありがとうございます。

すみません、もう一つ私が聞きそびれていたかもしれないんですが、この条例を佐賀県内でトップを切ってやったわけですね、それに何か理由があったんですかね。どうしてもこれをやりたいという、佐賀県で基山町が一番最初に。すみません。

○議長（重松一徳君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

1番目だったという、その1番を目指したということではなくて、たまたま1番だったということで、先ほどから申しましたように、やはり事の発端としては前小森町長が発意をされて、皆様方の思いで出来上がったということでございます。1番を目指したということはないと思っております。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

これこそ2番じゃなくて1番でよかったんじゃないかと思えます。これがベースとなって、基山町の少なくともここから方向性は悪い方向には行ってないと思えますので、これからまたさらにいい方向に行くためにこの見直し、繰り返しになりますが、よりいいものにしていて、基山町がそれこそ1番になるように頑張っていかなければいけないかなというふうに思っているところでございます。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

それでは、2番目の町民主体の自治の実現を目的とした理由は何かというところでちよっ

とお尋ねをしたいのですが、こちらのほうの最初の回答のほうに、目的はまちづくりにおける町民の権利と責務、議会及び町の執行機関の役割を明らかにすることにより、町民主体の自治の実現を図ることと、役割を明確化して町民の皆様に積極的にまちづくりに参加をしていただくこととあるんですが、条例本体を読むと、こちらのまちづくりにおける町民の権利と責務はあります。「議会及び町の執行機関の役割を」の後に、条例の中に「と責務」という言葉が入っているんですね、私が見間違ったかな。なので、ここは抜けているんだけど、とちょっと思うところが一つと、そこを一つお尋ねしたいのと、それから、その責務という言葉につきましては、ちょっと私たちあんまり慣れていない人間からすると、責務って何か重たいなと思うんですけれども、この責務とは一体何ぞや。このところをちょっと教えていただきたいんですが。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

まちづくり基本条例の目的に、議会及び町の執行機関の役割と責務を明らかにする、町民の権利と責務、それから議会及び町の執行機関の役割と責務を明らかにするということを明記させていただいております。（聴取不能発言あり）回答に責務がですか、分かりました。回答に責務が抜けている、抜けていますかね。すみません、意図的に外したわけではございません。町長より、要約して分かりやすいようにということで答弁をさせていただいたところでございます。

責務とは何かということでございますけれども、こちらは責任ということではあると思いますけれども、自らの責任でということですので、地域の一員として自覚をもって意見とそういう責任を持って参加していただきたいということで、責務という言葉で表現をさせていただいているところでございます。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

ということは、責務というのは、要は町民の皆さんも一役買って、一翼を担ってみんなで一緒にやりましょうというふうに簡単に認識してよろしいですね。多分、そんなもんかなと思っておりますけれども。

それと、この条例の位置づけに、まずキーワードがもう協働という、その協働ということがすごい印象が深いんですけれども、先ほど町長もおっしゃったような、今結果はこれよかったですというふうにおっしゃっているこのまちづくり基本条例、これは基山町のまちづくりの最高規範なので、全てこの下に位置づけられるということですが、正直私も最初これ読んだときは、今いろんな御説明があったから、ああそうなのかというふうに思うんですが、素直な感想として、その協働とその手続を書いたものではないだろうかと、本当だったら、先ほどおっしゃったような理念とかそういう大きな基本条例があって、その下にこれは協働のまちづくり条例という形であってもおかしくはないのではないかとというふうに私は思ったりしたんですね。でもまだ、例えばいろんな方からお聞きすると、理念が壊れているんだよとか、これは町民の要望のための条例ではないとか、いろいろ改案を含めて議論すべきだとか、いろんな町民の皆様でおっしゃる方もいらっしゃったりして、だけれども、この条例内容についてはいろいろ議論があったようなんですけれども、ここではこの条例ありきで、この条例が既にあるのですから、それについてお尋ねをしたいと思っております。

この条例作成に当たっての組織づくりはどのようにされたか、3番目ですね。こちらのほう、いろいろなワークショップ形式ですね、平成20年5月から一般公募をして、町民の皆さんの御意見を聞いて、それから作業部会をつくって、それからまちづくり基本条例策定委員会で議論をして条例が策定されたということですが、施行まで大体5年ぐらいかかっていますね。これというのは、一番やっぱりネックになるのは協働の仕組み、この第4章、基山町のまちづくり基本条例の。この仕組みについて、先ほど町長もおっしゃった、副町長もおっしゃいましたね、町民提案制度、それからまちづくり計画の策定、これが独特に入っておるんですね。これについて、それから18条のまちづくり計画への支援など、これについてちょっと分かりやすく説明をしていただいてもよろしいですか。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

まちづくり基本条例の中にあります手続の部分です。まず、第16条に町民提案制度というものがございます。町民提案制度というものですけれども、提案できるのは町民ということになっております。基山町に住所を有する方、それから基山町の学校に通学されている方、それから基山町の企業にお勤めいただいている方、それから基山町での事業者の方、基山町

で活動されている団体の方が、まちづくり提案ということで基山町のまちづくりに関する御意見や御要望、そして事業の提案ということしていただける仕組みとなっております。制度の手続の方法としましては、直接まちづくり課の窓口に来ていただいたり、ファクスやメールでの内容もお受けしているというふうなところでございます。

それから、まちづくり計画でございます。まちづくり計画と申しますのは、まちづくり基本条例の最もメインのところと申しますか、通常の行政の計画と申しますのは総合計画という計画になってまいります。このまちづくり計画というものは、地域における将来の計画を地域のほうで立てていくというものでございまして、こちらを立てる場合には、そういう将来計画が立てられる団体としてまずは認定をさせていただきます。その認定を受けた団体でありますと、10人以上のメンバーで構成されている組織で、規約等がございまして、そしてそういう町の、その地域の課題をやっていくそのエリアを指定されて活動されているというような団体でございますが、そういうまちづくりの活動団体を指定させていただきまして、その団体がつくる計画がまちづくり計画というものになってくるものでございます。

以上でございます。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

今、その2つ御説明をいただきましたけれども、最初の町民提案制度というのは、例えばこういったものが今まで出てきたものだろうか。そこをちょっと幾つか例を挙げて教えていただきたいんですけれども。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

ここ最近が、町長の答弁のほうにもありますけれども、まちづくりの提案につきましては、やはりその事業の提案というものはここ数年出てきてございません。内容を要望の部分と提案の部分と分けて申請ができるような形で、まちづくり推進審議会のほうで4年を経過しないところで見直しをするというようなことで見直しをさせていただいているところでございますが、その中でそういうふうに工夫したらいいじゃないかということで、それに沿って様式を変えたものなんです。それで判断していきますと、今のところ事業の提案というより

も要望というものがほとんどとなっているところでございます。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

すみません、その要望の提案の中身はどんな要望があったんだろうかということ、ちょっと幾つか例を挙げて教えていただけたら。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

まず、要望ですが、その要望の中身ですけれども、通常というか今一番多いのは、やっぱり区長のほうからいただくような、交通安全とかそういう部分でお気づきいただいた部分をいただいているということは一番多いのかなというふうに考えています。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

毎年1回、必ずホームページにその要望の全てと、その対応状況を載せておりますので、それを当然議員の皆さんにはぜひ見ていただきたいと思っておりますので、今年は11月の25日かなんかに載せたかなと思いますので、見ていただければと思います。残念ながら、要望です、希望。例えば、ミラーをつけてほしいとか、そういう感じのやつが多いので、さっき担当課長は、もともとまちづくり提案はそういう要望だけではなくて、住民の皆さん、町民の皆さんから何かこういうのを一緒にやりましょうみたいな、そんなのを求めていたんですけども、なかなかそれは難しいということを今申し上げているのだと思います。それで、結構活発にまちづくり提案、要するに要望はかなり多く、毎年かなりの数来っておりますので、そこらあたりはぜひホームページで御確認いただければと思います。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

それでは、次に4番目の町民の皆様への周知はどの程度進んでいるのかということで、さっき町長のほうからの御説明のときに、条例自体はまあどうかなと思うんだけど、その

中身は進んでいるのではないかということで、これだけの出前講座とか町民提案とかまちづくり計画とかいろいろありますね。ただ、先ほど町長もおっしゃったように、基山町民の皆様はこのまちづくり基本条例のことを聞くと、ほとんどの方が知らないと言うんですよね。それで、あることは知っているけれども中身は知らんだよという方が多いんですね。だから、先ほどおっしゃったとおり、その内容の出前講座はやっていらっしゃるし、町民提案もやっていらっしゃるし、それから地域担当職員の方も私は分かっておりますね、いらっしゃると。それから、情報を公開する。それで、協働の推進、これはちょっと私もよく分からないのですけれども。とか、重要な計画への参加とかありますでしょう。だけど、思っているほど町民の皆様側には、この基本条例とは何ぞやという、協働とは何ぞやということが浸透していないのではないかなど。果たして私たちは、町民はまちづくりに参加する権利を持っていて、自分たちがまちづくりの主体であると、みんな一緒にやろうよと、一肌脱ごうよという、そういうことを果たして認識しているんだろうかというような回答が非常に多いわけですね。だから、もうちょっとこの周知、方法ですね、まず条例が何ぞやということを理解してもらった上で、その主な項目を理解されると一番よく分かると思うんですけれども、項目のほうだけが先に走っているの、何となくここに私は違和感を覚えたりしております。

多分、情報公開ということも、これがとても大事だということは条例にも書いてあるので分かるんですけれども、この適切な情報公開には、この基本条例の周知ということも、多分その情報公開の一つとして考えられることであろうというふうに思っているんですが、これって、そのホームページを見ると、なかなかこの条例が出てこないんですよ。一生懸命探して、探して、どうしても基山町のホームページから入っていくと探せなくて、グーグルでそのまま「基山町 まちづくり基本条例」とやると例規集、例規集がうちはあるからあれだけでも、それを分からない人たちはそうやって入っていくんですね。だから、もうちょっとこの伝達方法を練り直す必要があるのではないかと。ほかの自治体のを見ると、結構表にまちづくりという、私たちはこんなのやっていますみたいなのがぼんと出てくるんですね。探しやすいし見やすい。だけれども、基山町の場合はどこかに隠してあるような気がするんですよ。2011年ぐらいにできましたみたいな、何かそういったのが出てくるぐらいなので、そのところを情報公開としてどういうふうにお考えになっているかなというのをちょっとお聞きしたいんですけれども。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

まちづくり基本条例そのものにつきましては、そういう解説書のような広報の仕方は現在行っていないというふうに思います。町の例規集の中で公表をさせていただいているということでございますので、中のそういう事業ですね、そちらのほうはしっかりと公表させていただいていると思っておりますので、ある程度周知いただいているのかなと思いますけれども、まちづくり基本条例そのものの広報については少し薄いのかなというのは、今の御質問をいただいて感じ取ったところですので、少し町民の立場からのまちづくり基本条例というものを、少しPRうまくできないかというのは検討してみたいと思います。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

ぜひ検討をしてみてくださいと思います。

それから、ちょっとこれは教育長か教育学習課長にお尋ねしたいんですけども、多分これ策定をされた当時、いろんな話を伺っていくと、学校でもこの条例を浸透させるための学習を行うとか、何かそんなことを考えていらっしゃったようです。そういったところが、今教育現場で何かそのようなことは行われているのだろうかという、ちょっとお尋ねですけども。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

この条例に関して、学校で特別に学習というところはやっていないかと思っておりますけれども、ただ協働の意識というところは非常に子供たちには根づいているというふうに感じております。例えば、全国学調のアンケートで、地域行事等に参加しているかとか、そういった部分も基山の子は非常に高いというところがありますし、オール基山で子供を育てる教育力の高い町ということで、地域の皆様方も朝の見守り活動等を見ると、基山全部で子供たちを守っていくという意識が強く見られて、それを実際子供たちも肌で感じているところではないかなと思っています。ふるさと基山を愛し、誇りに思う子供たちを育てるというところで行っていますけれども、そういったところがまた子供たちが協働の意識を持って、みんなでこの

基山を守っていこう、愛していこうというところは芽生えているのではないかなと思っています。

あと、協働のところで言うと、今コミュニティ・スクールを今年度から始めましたけれども、そういったところでゲストティーチャーの方とか地域の方々が学校により入るようになっていただいています。そういったところも、多くの人々が学校に入ることによって子供たちを見守っていただいているというところなので、ほかの市町に比べると、この条例ができて8年たって、この協働の意識というところは、この基本条例ができたところでだんだん根づいている結果ではないかなというところは感じております。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

もしそうであれば、これをつくられたかいがあったというものなので、ぜひ今後もその基山町の皆さんの結束の固さといいますか、そういったものがやっぱりこの町をつくり上げていくんだという、そんな意識であっていただけたらと思っています。

さて、5番目の条例施行による成果と今後の課題をお示してくださいということですが、町民参加のまちづくりは制度化されて、協働のまちづくりは推進していると、これが成果であると。それから、課題としては、まちづくり計画策定団体が2団体にとどまっていること、これが残念なことだというふうに回答が来ております。

まず、協働のまちづくりが推進している、これは具体的な例として……、そうか、さっき町長おっしゃいましたね。これは、もう多分推進しているというふうでよろしいかと思えます。先ほど私が思ったのは、大久保議員が今朝ほど、その投票への意識を向上させる取組、このことありましたけれども、これも、ちょっと全然これは町民投票ですけれども、でも協働の意識としてはあり得ることだと思うんですね。やっぱり、こういうことも含めて取り組んでいく必要はあるのではないかというふうに私は思った次第です。

それから、残念ながら、その課題が残っているのがまちづくり計画策定団体が2団体にとどまっていること、これちょっとお尋ねしたいんですけども、これ出来上がって10年たっている、けど2団体が出来上がっている、この2団体というのはどんな団体で、どんな内容をやられているのでしょうか。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

一つは、平成24年3月に策定していただきました第7区自治会でございます。こちらにつきましては、令和3年4月に10年を経過しているというタイミングで、新しく計画の改定もなされております。それから、平成25年9月に基山町フットサル協会が策定をされております。その2団体でございます。（「内容」と呼ぶ者あり）

内容でございます。7区自治会につきましては、7区の全体の課題を出されまして、それから桜を中心としたまちづくりをしていくということで、複数の事業を設けまして、長期的な計画として目標も設定されて作成していただいているところでございます。

それから、フットサル協会につきましては、こちらは青少年、児童たちの健全な育成と成長及び心身の健全な発達とともに豊かな人間性を育むことを目的として、これをテーマとしてつくられております。ジュニアから中高年まで、性別に関係なく気軽に安心して楽しめるよう、フットサル競技の普及と生涯スポーツの実現を図るということで、3つ大きなテーマを設けられて策定していただいております。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

今、その内容をお聞きすると、何となく私たちでもやれるのではないだろうか、何かそんな気もするんですが、でも実は、この内容自体が本当にあんまり理解されていないというか、何かこういう制度はあるけれども、制度はあるんだけど周知がなされていないがゆえに、だから10年間で2件、何かそんな気がしてならないんですね。だから、こういうことこそ情報を町民の皆様が目につくところに置いてあげなければいけないだろうし、さっき検討してくださるということだったんですけれどもね。だけれども、その相手側から申請を来るのを待つのではなくて、こちら側からそういう方たちを育てていく。だから、例えばこのフットサルについても、スポーツでジュニアから中高年まで楽しめるいろんなスポーツの普及とか振興ですね、こういう団体でもなれるわけですよ。そうなったときに、先ほどちょっと説明を聞き忘れたのがあるんですが、このまちづくり計画、これについてのその他の支援ができるみたいな条例がありましたでしょう、さっき、18条だったっけ。これについてちょっと御説明をいただきたいんですけれども。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

地域の将来計画を策定するまちづくり計画の中で、町が支援できる内容でございますけれども、やはり地域のまちづくり計画策定していく中では、いろんな課題を抽出したりまとめたりという作業が必要となってまいると思います。そのときに、私ども職員が中に入りまして、その意見を集約するお手伝いだったり、そういう将来的に実行ができるような計画なのか、または自助・公助・共助の視点で計画が立てられているかというふうなところを一緒になってお手伝いさせていただくという支援でございます。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

すみません、一つお尋ねしたいんですが、これは支援金とかいうのも出るんですか。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

支援金というものは、この支援の中には入っておりません。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

そうしましたら、やっぱり、先ほどの私のほうに戻りますけれども、この会社で言ったら営業セールスマンですね、行政のほう。だから、そうやって外に飛び出して行って、多分そういう種を持っている人たちはいると思うんですよ。いるから、そういう人たちに対して、もっとこの条例の中にこういうものがあるんだと、先ほどの事業提案ですか、そういったこともこういうのが町民ができる、区長だけじゃなくて町民であればできるんですよ。そういったことも含めて、本当に今お若い方たちが、特にコロナで地方への目が向いているときですから、何かをやりたい、そういった方たちはいると思うんですよ。草刈りとか手伝いたいんだけど、でも情報が来ないから手伝いに行けないんだよねという若い方もいるんですよ、実は。だから、やっぱりそこら辺をもうちょっと考えなきゃいけないのだなという

ふうに私は思うし、例えばこの条例の一番発端、最初になったニセコ町は、これいいのか悪いのかは別にして、まちづくり基本条例の条文とか解説をポケット版みたいにして作成をして、町内の全世帯に配布をして、転入世帯にも配布をしてると。それで、こういう条例がうちはあって、みんなが協働の町で頑張っているんですよということを、まずお越しいただいた方にも理解していただくと、こういう方法を取っているところもあるそうです。ただ、これがいいのか悪いのか、強制なのか、なんか嫌なのになんかやらされている感があるのか、それはちょっとあれですけども。

先ほどの、やっぱり気づいたのは、大久保議員が一般質問で、民間業者の調査による町の幸福度、住みたい町ランキング2021で、基山町は2つとも1位を獲得していると、非常に幸福度が高いと、自然が豊かで子育てしやすいと、そういうふうに使われているとおっしゃっていますが、反対に、逆に言えば、最近では自治体に入らない世帯が増えていると、これが反対のことですね。自治会、自治組合ですね。そうすると、このままいけば、今後町民主体のまちづくりは一体どうなっていくんだろうかと。だから、今どんどん若い世帯の方たちが入ってきて、町がにぎやかになるのはいいとしても、そういう会に入らない方が増えてきて、要は全て行政がそういうものはやるもんだと、何か思っている方も増えてきたりして、そうなったときに、私たちから上の世代の方たちは、もともと自分たちのことは自分たちでやるということが定着していて、それでやってきたんですよ。隣の家の草刈りぐらいはしてやりたい、ぐらいの。それにこの条例はうまくマッチしていた。

だけれども、これから10年、20年先のことを考えたときに、基山は自然が豊かとか、移住された方々は本当にそうおっしゃるんですよ、子育てしやすいって。そうだろうと思う、充実しているからですね。ただ、この自然と安心・安全を守っているのは、私たちから上の世代なんです。上の世代の方たちは、そんなこと文句を言わないんですね。言わなくて、俺たちは自分たちでやるけんって、子供が本桜からでも歩いてくるんですよ、あそこもいろんな世帯の方がいらっしゃるから、でも全然関係ないけれども、自治会の方たちは子供の見守りしているんですね。だけど、こういう人たちが心配しているのは、僕らがいなくなったらこの町どうなるんだろうかというのを心配しているんですよ。何か基山町っていい人たちが多いと思うんですけども、だからこういうところをやっぱり認めた上で次のステップを踏まないと、せっかくのこの条例が何か台なしになってしまうような気がして、ここのところが町長もおっしゃっているすごいアダプト・プログラムとか難しいところとおっしゃるとこ

ろだと思えます。

だから、そういうことを踏まえてこの条例を、せっかくここまでつくったんだから、これを生かしていかなければいけないですね、これをもっと広めていかなければいけないので、だから先ほどおっしゃったように、いろいろな改定とかそういうのを、見直しも含めてこれはやっていくべきものなんだと、今の時代に合わせてですね、そういうふうに思っておりますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

アダプト・プログラムにつきまして、町長のほうより御答弁いただいたとおりでございますけれども、今見直しの作業を進めているところでございます。まちづくり基本条例の中身につきましては、中身のそのものについての課題というのは、今のところまちづくり推進審議会の中でもそういう課題というようなお話は今のところ出てきておりませんので、今条例の見直しというのは考えておりません。今御指摘いただいたように、町民の視点からのまちづくり条例のPRというものを分かりやすくつくって、そういうことができたというふうに考えておりますので、そちらのほうでまずは周知のほうを力を入れていきたいと思っております。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まずは、中村議員にその意見、具申をされた方も、朝早くからごみ拾いずっとされている方です。それで、そういう意味では、本当に高齢者の方々はずごく頑張っている。今日傍聴に来られている中にも、朝それをやられている方がおられますけれども、ただ、その方々の好意に甘えてはいけないというのは、まさにその具申された方と同じ意見なので、例の行政と住民の役割分担の見直しというのを今うちがやっている部分が別にあるんですよね、今公共工事計画室のほうでやっておりますけれども、これが今からやっぱり大事になってくるんじゃないかなと私は思います。もちろん、条例も大事なんですけれども、その条例の下でどういうふうにしていくかというのが大事なので、今度だからアダプト・プログラムの見直しもまた今検討中なので、これも大事なことだというふうに思いますので、時代ととも

にやっぱり考え方はそれぞれ変わってくると思いますので、きちんとした形で整理をして、皆さんに分かりやすくして、理解していただくようにしていくというのが大事かなと思います。

先ほどの松石議員のごみ収集所の話も、まさにそういう話だというふうに思いますので、すごく難しい問題だとは思いますが、頑張っていきたいと思っておりますので、また一緒に、ぜひ議員の皆様方も一緒に考えていただいて、本当にこれから大事なことになるというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

町長、ありがとうございます。

時間がもうあと12分なので、次に行きたいと思っております。

次の基山地域ねこサポート活動について。これも、私は協働の一つとして大いに考えられることだと思っていて、まずこの支援を行う上で、まちづくり基金事業補助金の活用が考えられるけれども、その内容についてということのお答えで、まずこの条例ができたから、まちづくり基金事業補助金というのがあるということで、これ年間20万円の限度額、原則3年間、スタートアップの補助金という形ですかね、こういうのがありまして、ただこれはすごくありがたい、やっぱり活動するためにはまず資金が必要だからですね。ただ反面、その補助金に縛られると思うようなことができないからといって敬遠される方もいらっしゃるようでございますが、先立つものがあるのは助かると。この内容を、どういうことなのかちょっと説明してもらってよろしいですか。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

まちづくり基金事業補助金の内容でございます。こちらも団体に対する補助となっておりますが、5人以上の会員を有しまして規約を持つ地域活動団体が行います、町内において不特定多数の利益の推進を図り、地域の課題の解決につながる公益的な事業に対して、その活動と団体の自立について支援をしているというものでございます。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

ちなみに、令和2年度は何件ぐらいこれは認められて、令和3年度は今現在何件ぐらい認められているんですか。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

令和2年度は17件、令和3年度は16件でございます。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

もうそれは、皆さん本当にこの基金をありがたく思っていると思います。今後とも、こういうことについて町の支援、それからいろんな面でのサポートは必要だと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

次に、補助となる事業とその種類ということで4つ挙げていらっしゃいますね、まちづくり思いやり事業、まちづくり安全安心事業、まちづくり活性化事業、まちづくり環境美化推進事業。この補助対象事業には、4つ今挙げられておるんですけれども、あと2つありますね。もう一つは、そのまちづくり計画に基づく事業、それとこれを更新するときの、この2つがあると思うんですけれども、このまちづくり計画というのは、この地域ねこサポート活動も申請すれば、認められればここは対象となるものでしょうか。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

まちづくり基金の補助のメニューでございますけれども、今おっしゃっていただきました、町長に答弁いただきました4つの事業、これが基本的なまちづくり事業の4つでございます。これに加えて、平成27年4月に改定いたしましたけれども、これに加えてまちづくり基本条例に基づくまちづくり基本計画、これを実施するために申請された場合のもの、これをまちづくり計画として基金の補助メニューとして入れております。こちらは最大30万円で、期間は計画の期間となっております。

それから、もう一つ、これは中村議員から言われましたけれども、この4つのまちづくり事業の助成は20万円の3年間を原則としております。ただ、町内全体に広がる事業だったり、そういう特別な理由がある場合は、特例としまして10万円の3年間をさらに支援するというようになっております。最初の3年間は、基本的には自立していただくためのものですので、備品等の購入の利用が多くなっております。残りの3年間につきましては、さらに町内に広げていくような新たなチャレンジというか、そういう部分でやられて、残り3年間を延ばされているという団体がいるところでございます。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

そういう冊子も一応出してはいらっしゃるんですけど、ただ表に出ていないだけで。インターネットの奥底に入っておるんですけどもね。だから、そういったところをやっぱり皆さんの目につくようなところに、こういう説明を受けると、ああそうなのかとやっぱり分かるから、それはぜひやっていただきたい。

それで、その3番目のその他に連携して支援できるものとして、佐賀県でも佐賀県地域猫活動支援事業、猫の去勢手術、これお金出してくれるところ。それから、動物基金への行政登録、こういうものも挙げられますと。それから、いろんな捕獲機の貸出し等とか、そういう支援もしていただけるということで、大変ありがたいと思っておりますが、これも一つ、上峰町ですね、ここ結構先進的に取り組んでいて、最初に個人でこういうところやる人たちって、みんな自分でお金を仕事で稼いで全部つぎ込むんですね。NPOとか立ち上げて全部自前だとおっしゃっています、私も見に行っただけですけど。だから、そうやってこういう地域のためとか、猫の命を一代限りで終わらせると、むやみに殺してはいかんと、そういうことで頑張っている人たちがいる中で、やっぱり資金繰りがすごい大変。だから、こういういろんな、行政としてその資金だけではなくて、それでクラウドファンディングを立ち上げて250万円ぐらい希望のところを600万円以上集まっているんですね、上峰町は。それと、あと上峰町とそれから佐賀市は、独自に不妊手術用の助成金を出しております。やっぱり、自分たちの自治体だけの問題じゃないんだと。

これからは、直接目には見えないところ、ハードの面ではなくてソフトの面に対して、人の動きが関わってくるところですね、そこにやっぱりいろんな面で投資をしていくというこ

とは非常に大事なことではないかというふうに私は考えております。だから、こういう、例えばこの私が今日持ち出したのは地域猫ですけれども、こういうことこそ町民の数人の女の子たちがやりたいと始めて、それをたまたま私たちがいろんな区長とかとつないで、それで皆さんで何とかしようという、本当にこれが、それで行政の方に今お聞きしましたら、こういう支援ができるということで、これが本当の協働として成り立つのではないのかというふうに私は思っております。だから、この例を3つ目のモデルケースとして、また育てて広めていただければ、今度はこれが基山町全部に広がっていくはずですので、それから横の市とかそういうところと連携を取っていけば、ほかの自治体との協力もできる。何かそういう、ちょっと明るい話ではないかなと。

先ほど、第1問目の回答で、こういうのを過去にやっていた方もいるけれどもと、ちょっと途中で断念されたから、それを引き継いでやれたらということで皆さんやっていたらと思いますので、ぜひいろんな形での情報提供とか支援をお願いしたいと思っております。

最後に、現町長にお尋ねなんですけれども、町長さっきいろんなありがたい話をさせていただきましたけれども、もう一回前町長からのこの思いをどのように引き継がれて、そしてもう副町長のときから8年基山町の面倒を見ていただいて、どのような思いでこの基山町のまちづくりをされてきたのか。これからその新しく基山町民になれる方々、なられた方々を含めて、この持続可能な協働の町基山をどういうふうにつくり上げたいのか、ちょっと難しいかもしれませんが、一言お言葉をいただければと思います。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

今日の論点に全くなかったやつなんですけれども、すごくこれがいいのは、役場の執行部が、逆に言えば何か新しいことをやるときに、必ずパブリックコメント、アンケート調査、それから意見交換会、必ずその中から2つやらなければいけないということが規定されているので、すごくそういう意味では役場の職員にとっては負担になっているんですけれども、それがやっぱりまさに町民の皆さんの意見を聞くということで、すごくいいなと私は前から思っていましたし、今からも思っておりますので、その気持ちを大事にやっていきたいと思っております。

それから、地域猫について1点だけ言わせてください。活動は大事だと思いますが、ただ

根本、一番最初に大事なものは、猫を捨てたり自分が面倒を見なくなる、これが完全な悪なんだというのをみんなで分かって、そこを止めていかないと、どんどん広がっていくわけですから、対応策だけやっても仕方がないので、それはみんなできっちり、猫を飼う人は本当に分かってもらえるように我々みんなで考えていかなければいけないのではないかなというふうに、その点だけはちょっと強調、その強調する機会がなかったので、ぜひそれはみんな考えていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

ありがとうございます。このメンバー、もう15人ほどおりまして、猫が好きな方も嫌いな方も一緒になって考えようと、どうやったらみんなが幸せになれるかということを考えようということで活動は始めておりますので、町長いろいろありがとうございます。

ぜひとも最後に一言、協働のまちづくりについて何かあれば、課長。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

この地域猫活動もそうですが、多くの皆さんの協働の活動によりまして今の基山町ができていると思いますので、そういう活動いただいている方に目を向けて、そういうこともしっかりとPRできるようにして、この協働のまちづくりの活動も広げていけるように努めていきたいと思います。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

それでは、今日はいろいろとありがとうございました。これで、中村絵理、一般質問を終了いたします。

○議長（重松一徳君）

以上で中村絵理議員の一般質問を終わります。

本日は、以上をもって散会とします。

～午後3時30分 散会～